

令和 8 年 7 月 6 日

◎金岡委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

◎金岡委員長 本日からのは委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程につきましては、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、7 月 8 日水曜日の委員会で協議をしていただきたいと思います。

お諮りいたします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎金岡委員長 異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることにいたします。

《総合企画部》

◎金岡委員長 最初に、総合企画部についてであります。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小笠原総合企画部長 当部の提出議案について、概要を御説明いたします。まず、一般会計補正予算につきまして、資料の 2 ページを御覧ください。

今回の補正では、政策企画課と交通運輸政策課の予算につきまして、合計で 6,313 万円余りの増額をお願いしております。

まず、政策企画課におきましては、県立施設のサービスの高付加価値化に資する新たなプロジェクトを支援するために、ふるさと納税型クラウドファンディングの仕組みを活用した地域活性化支援事業費補助金の拡充に係る予算を計上しております。

次に、交通運輸政策課におきましては、令和 9 年 1 月から一部供用を開始します、高知空港国際線ターミナルビルの管理運営に係る予算を計上しております。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

続いて、3 ページを御覧ください。高知空港国際線ターミナルビル管理運営委託料につきまして、債務負担行為の追加をお願いするものです。詳細につきましては、交通運輸政策課長から御説明いたします。

続きまして、条例その他議案につきまして、資料 4 ページを御覧ください。当部からは第 8 号高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案を提出してお

ります。詳細につきましては、交通運輸政策課長から御説明いたします。

このほか報告事項としまして、とさでん交通の令和7年度決算等について、御報告をいたします。詳細につきましては、後ほど交通運輸政策課長から御説明いたします。

私からの総括説明は、以上です。

◎金岡委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈政策企画課〉

◎金岡委員長 初めに、政策企画課の説明を求めます。

◎渡邊政策企画課長 当課からは、今議会で提案しております地域活性化支援事業費補助金に係る補正予算について、御説明します。資料の2ページをお願いいたします。

まず、一番上の1補助制度創設の背景について、御説明いたします。人口減少の克服に向けましては、高付加価値型経済への転換を通じた若者の所得向上と、多様な人材が活躍できる環境づくりとしての働き方改革の取組が不可欠であります。

県としましても隼より始める取組として、美術館など県立文化施設等におきまして、高付加価値型サービスの提供を通じた県民サービスの向上と、経営改善につなげる取組をスタートしております。

昨年度末には、各団体が「自律性向上計画」を策定したところですが、県としても庁内に「県立施設運営活性化支援チーム」を設置し、この計画の実現に向けた取組を後押ししております。

今回の補正予算は、その取組の一環としまして、ふるさと納税型クラウドファンディングの仕組みを活用し、県立施設におけるサービスの高付加価値化に向けた新たなプロジェクトを後押しするためのメニューを追加するものです。

次に、2補助制度の概要について、御説明いたします。今回の予算案は、総額で5,000万円で、その内訳としましては、補助金として3,000万円、クラウドファンディングサイト運営事業者への手数料として、1,045万円、返礼品の配送等に係る委託料として955万円を計上しております。

補助事業者は、文化財団や牧野記念財団など、一定の集客が見込める施設を管理運営する自律性向上団体としております。

補助対象事業は、原則として、「自律性向上計画」に基づく自主事業であって、各団体と施設所管課との協議により決定してまいります。

資金調達の方式としましては、目標金額に達した場合のみ資金を受け取るAll or Nothing型と、目標金額にかかわらず、集まった資金を全て受け取れるAll in型から選択可能とし、上限を設けず柔軟に運用していきたいと考えております。

補助率は定額としまして、寄附額からクラウドファンディングのサイト手数料と返礼品経費を差し引いた額を補助金として交付いたします。

右下のイメージ図にありますが、実際の予算執行に当たりましては、当課から各団体の所管課へ配当替えを行って執行してまいります。特にふるさと納税が最も活発になる年末に照準を合わせるためには、夏から秋にかけてのページ制作、広報戦略、返礼品の準備が重要となってまいります。そのため、このタイミングで予算化をお願いするものです。現在、各団体において、県庁の各担当課と具体的なプロジェクトの調整を進めておりますが、準備が整ったものから、順次クラウドファンディングが開始できるよう、6月補正で一定、枠予算として確保させていただくものです。

政策企画課の説明は、以上です。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**岡田（芳）委員** 地域活性化支援事業補助金について、補助額が6施設、各500万円で3,000万円。その原資としてクラウドファンディングということなんですけれども。この内訳を見て、委託料とか手数料がかなり高額だと受け止めました。その要因といえますか、一般的にこんなに高いものなのでしょうか。

◎**渡邊政策企画課長** 手数料につきましては、今、総務省でもちょっと高いんじゃないかということで、それぞれのサイトの運営者に対して指導を行っているところなんですけれども、全国並みになっております。

◎**岡田（芳）委員** 結構やっぱり高額だなと。公費、税金を使って事業をする上で、こういった事業者が多額の金額が渡るという仕組みそのものがどうかと思います。それなら、もっと有効なお金の使い方があるのではないかと思いますし、全国並みという御説明だったので、そう受け止めますけれども、やっぱり、これは改善する必要があるんじゃないかと思うんですけど、改めて、その認識を伺いたと思います。

◎**渡邊政策企画課長** 先ほども申し上げましたが、ふるさと納税に関しましては、返礼品の率であるとか、手数料にかかわらず、返礼品が多過ぎるんじゃないかとか、手数料が多過ぎるんじゃないか、そういったことが総務省で問題視されておまして、事業者に対する指導みたいなことも始まっております。

各事業者との交渉事ですので、いかんせん県レベルでは、なかなかその部分に踏み込むことはできないんですけれども、国の指導を受けた事業者の対応を注視してまいりたいと考えております。

◎**岡田（芳）委員** あと、資金調達でAll or Nothing型とAll in型ということなんですけれども、このメリット、デメリットといいますか、比較はどういうふうに見たらいいんですか。

◎**渡邊政策企画課長** どちらもそれぞれメリット、デメリットがあるんですけれども、具体の業者名は控えさせていただきたいんですけれども、All or Nothingは比較的风险が高い。集まらなかった場合、例えば1,000万円募集して950万円でも

全部召し上げになりますので、非常に高いレベルのプロジェクトのつくり込みが必要になってきます。なので、それ専用の事業者がおりますので、そちらにお願いしていくことになると思います。

一方、All in型は、集まった分だけ頂けるということで、そこまでのと言いましたら、すごい定性的なんですから。ただ、事業者、県立文化施設から見たときに、例えば1,000万円欲しくて900万円集まったものを、せっかく集まった浄財をそのまま流すのも大変もったいないということで、それを少しでも有効活用していただきたいという思いから、両方選択できるように、今回、制度設計をしております。

◎岡田（芳）委員 事業者にとっても迷うというか、どちらを選択しようかという悩ましい面も出てくるかと思うんですけれども、その点で、県としてのフォロー、相談といいますか、そういうことはどう考えているんですか。

◎渡邊政策企画課長 説明資料の右下に少しフロー図を書かせていただいているんですけれども、基本的には各施設を所管している課に配当替えして執行することを考えております。なので、施設を所管する課が万全なフォローをするのはもちろんなんですけれども、クラウドファンディングは、少し高度な作業になってきますので、当課が契約している事業者で、伴走支援をすることも考えております。その辺りはしっかり見ていきたいと考えております。

◎坂本委員 関連で御質問したいと思います。1つは事業者については、もう想定された事業者で話を進めていくのか、あるいは事業者にもいろいろあると思うので、それを公募みたいな形で選択するのか、その辺はどうなんですか。

◎渡邊政策企画課長 事業者はクラウドファンディングサイト事業者という前提で、説明させていただくことでよろしいでしょうか。

◎坂本委員 はい。

◎渡邊政策企画課長 既に、当初予算で当課が契約している事業者があります。そちらの金額の上乗せという格好で、今回予算措置をしております。

◎坂本委員 それは、例えば、こういうことで企画するとなったときに、ほかに、この今契約されている事業者以外に、うちの事業者も十分そういった要望に応えますよという事業者からの申出とかは、受け付けない形なんですか。

◎渡邊政策企画課長 現時点では想定しておりませんが、当課が契約しているのも1社というわけじゃありませんで、全国的にも実績の上がっている事業者を選定しております。難しいところは、事業者と県の契約関係といいますか、ホームページを見ても、クラウドファンディング型のふるさと納税について、何%でやりますとかは一切非公表です。各団体と自治体との個別契約という形になってまして、その手数料率が本当に適正なのかという疑問はあろうかと思いますが、この間、全国的な総務省の照会があって、

そちらを見て、当課が契約している事業者との契約の実績を見たときに、手数料率はそれほど高いものじゃないのかなと考えておりますので、この今契約している事業者とやらせていただきたいと考えております。

◎坂本委員 それと All or Nothing と All in の両方が選択できるよ
うにということですが、例えば、All or Nothing を選択してた施設
が、結局、達成できずに流してしまったときに、クラウドファンディングに寄附してく
ださった方への説明は、もう目標に達しませんでしたから、おたくの浄財は流れること
になりましたということとで終わりなんですか。それで、県としての説明責任を果たせる
というふうに判断されてますか。

◎渡邊政策企画課長 集まった資金で、All or Nothing 型でやらせていた
だいた場合に、目標金額に達しない場合は、お返しすることになっております。

◎坂本委員 それと、施設ごとに目標額はそれぞれ違って、その目標は当然、想定
されるプロジェクトでありますけれども、そういうプロジェクトを想定するので何百万
円要りますとか、あるいは 1,000 万円ですとかは、施設ごとで違ってくるということ
でよろしいんですか。

◎渡邊政策企画課長 委員のおっしゃるとおりです。

◎塚地委員 この全体予算は 5,000 万円ということで、5,000 万円全部の金額、いわゆ
る手数料も含めて、クラウドファンディングで寄附されたもので賄うということによ
ろしいのでしょうか。

◎渡邊政策企画課長 委員のお話のとおりです。

◎塚地委員 つまり、県としては 1 円も出さない予算ということですね。

◎渡邊政策企画課長 そのとおりです。

◎塚地委員 ついでに聞いておきたいのは、先ほどあった、やっぱりどう見ても 3,000
万円集めるのに、約 2,000 万円は委託費と手数料に行くというこの制度を見たときに、
それはやっぱり手数料を取り過ぎ、高過ぎじゃないというふうに、みんな思うと思うん
です。それで総務省も問題視をして、今調査もして、改善方向の検討みたいなことが
始まっているということなんですけど、それは、いつぐらいにそういう結果が出ること
になるのでしょうか。

◎渡邊政策企画課長 委員の御指摘のうち、1 点補足しますと、手数料 1,000 万円
で委託料 1,000 万円なんですけれども、このうち委託料につきましては返礼品代になります。
ですので、純然たる手数料というわけではありません。今、国の動きですけれども、ふ
るさと納税のポータルサイト事業者に対する手数料の指導は総務省、総務大臣からかけ
ているんですけれども、8 月末をめどに一定の回答をとということで、求めていると承知
しております。

◎塚地委員　そこで一定、手数料の割合みたいなものが是正をされる結論になった場合、これを今予算化していて、でも改善されて、手数料の割合のパーセントが下がりましたよというときには、例えば、減額修正みたいなことになったり、支出として、そのときに、契約が変更できるのかはどうなんでしょうか。

◎渡邊政策企画課長　先のことは読めない部分があるんですけども、今回、今のルール上で予算化させていただきまして、総務省の指導がうまくいって、事業者が一斉にその手数料率を下げることになった場合に、当課とその事業者との変更契約を結んで、例えば、2月議会において減額補正を行うことはあり得ると考えます。ただ、はっきり事業者が応じるかどうか、その後、どれぐらいのスケジュールで改善が進むのか、そこは読めない部分がありますが、当課としてはなるべく、もちろん手数料は低いほうがいいなと考えております。

◎小笠原総合企画部長　1点補足をさせてください。2月までにこの予算を執行していくわけですけども、例えば、この自律性向上団体、各団体の側からクラウドファンディングの対象プロジェクトを、こんなことやりたいというのは、今の500万円掛ける6施設よりももう少し膨らんでいきますと、仮に、手数料が下がった分をそちらに回させていただくこともあり得ますし、いずれにしましても、2月の段階で全体を、トータルで見極めまして、また補正予算も考えさせていただきたいと、そのように思っております。

◎塚地委員　この自律性向上団体の皆さんが、提案をしてきたいろんな事業をするために、例えば、今年はこれですけど、来年、別のものをやるとなったときに、また、同じようにクラウドファンディングで、その事業をやっていくことになるんでしょうか。

◎渡邊政策企画課長　クラウドファンディングの今回の支援策は、あくまで支援策の1つでありまして、対象としているのは、一般財源でやるのをちょっとためらうような、すごいチャレンジングなプロジェクトを想定しております。ですので、例えば、自律性向上団体がいろいろやりたいことがあったとして、それが県の一般財源としてやるべきものであれば、それは、そちらの支援策になってくると思います。支援チームをつくって、いろんな支援策を考えている中での1つのプラスアルファのメニューだと思っていただけたらと思います。

◎塚地委員　例えば、土佐弁&多言語音声ガイド制作プロジェクトとかいうのは、一定、やっぱり一般事業の中で大いにやっていただいたらいい事業だなと私は思っていて、そういう事業にひたすらクラウドファンディングを積み重ね続けていくという、文化施設に対する県の責任みたいなものは、これが継続していけるものなのかは、ちょっと不安視をしていて、やっぱり本来の県の責任ある予算措置が必要なんじゃないかなという、これは意見ですので、お伝えしておきたいと思います。

◎西森（雅）委員　目標達成型 All or Nothing で、目標の額以上のものが

集まってきた場合、どういう対応になるのか。

◎渡邊政策企画課長 目標の額が達成しそうになれば、そこでクラウドファンディングを中止するという対応をします。その結果、多少増えても、その分は交付する形になります。

◎西森（雅）委員 あと、手数料は、その寄附金の額によって変わってくるのか。それとも、もう契約で、このクラウドファンディングに対しては幾らですよという形で決められているのか。

◎渡邊政策企画課長 額ではなくて、率になっております。

◎西森（雅）委員 あと、達成しなかった場合に、その寄附金を戻すことになりますけど、そういうものも全部ひっくるめた手数料という考え方でよいのか。

◎渡邊政策企画課長 委員のおっしゃったとおりで、手数料も、業者には渡らない形になります。

◎西森（雅）委員 あと、達成されなかった場合の返礼品も渡らないのか。

◎渡邊政策企画課長 All or Nothingの場合は渡らない形になります。

◎西森（雅）委員 そうすると、目標金額があって、目標金額が達成された暁に、それぞれ寄附を頂いた方への返礼品が渡されると、そういう考え方でよろしいでしょうか。

◎渡邊政策企画課長 そのとおりです。

◎坂本委員 想定されるプロジェクトがここに書かれてあるんですけども、こういったプロジェクトの是非はどこで、施設が考えるのか。あと、先ほど言われたようにそれが適当なものか、あるいは場合によっては、むしろきちんと補助金で対応すべきものなのかとか、そういった判断を、そちらの課で最終的にするのか、その辺はどうなんですか。

◎渡邊政策企画課長 こちらの予算につきましては、施設の所管課に配当替えして執行することを想定しております。ですので、一定、施設の担当課と施設が話をして、妥当性を判断していただきたいと考えております。

◎坂本委員 返礼品の中身も、そっちで全部判断してもらうということですか。

◎渡邊政策企画課長 返礼品も恐らく2通りあるかなと思ってまして、1つはクラウドファンディングを頂いた方に対するその施設の特典みたいなもの、それは施設の所管課で考えていただけたらと思います。ただ、ふるさと納税を県に寄附頂いた場合に、県のリストから返礼品を選べるようになっております。そちらについては、当課でそろえているラインナップ、200種類ほどありますけれども、その中から選んでいただく形になります。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎金岡委員長 次に、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎山本交通運輸政策課長 当課からは指定管理者の指定議案 1 件と補正予算議案 1 件について、御説明をいたします。資料 4 ページをお願いいたします。高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定についてです。

まず、施設の概要について、本施設は本県へのインバウンド観光客の誘致拡大を目指して、国際定期便の受入れが可能となる新たなターミナルビルを、現在のビルの東側に増築整備するものです。施設の名称は高知空港国際線ターミナルビルです。構造面積などについては、資料中段右側の表にお示ししているとおりとなります。

次に、左下議案の概要を御覧ください。まず、指定管理者の指定につきまして、指定管理者は、空港法の規定により、国土交通大臣が空港ごとに指定する事業者のみが空港の管理運営を行うことができるとされています。このため、高知空港において、この指定を受けている高知空港ビル株式会社を直指定することをお諮りするものです。

また、指定期間につきましては、令和 9 年 1 月末からの一部供用開始を見据えて、令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとしております。

次に、補正予算案につきましては、国際線ターミナルビルの管理運営委託料として計上しております予算額は、条例に基づく使用料収入と管理運営経費の差額分で、令和 8 年度分の予算としては 1,313 万 4,000 円。令和 9 年度から 12 年度までの債務負担行為として、9,260 万 2,000 円。合計 1 億 573 万 6,000 円の補正予算案を計上しております。

最後に、右下今後のスケジュールについて、現在進めております建築工事の完了後、まずは入庫機能のみを先行して令和 9 年 1 月末から供用開始し、既存ターミナルビルの改修工事が完了する、令和 9 年春には全面供用開始を予定しております。

以上で、説明を終わります。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 指定管理料の使用料収入分ですけれども、今、空港の事情も全国的にいろいろ課題もあるみたいなんですけど、それが増減した場合も、最低ここまでは指定管理料として出しますよということは問題なくて、県として出しますよということによろしいわけですか。

◎藤田交通運輸政策課企画監 上下ということも今後考えられると思いますけれども、今、台湾から週 2 便、直行便が飛んでいるかと思いますが、こういった分が定期便になったという前提では、積算しております。

◎塚地委員 定期便になった場合の使用料を想定しているという。

◎藤田交通運輸政策課企画監 定期便になる以前、1 月末から供用を開始しますがけれども、要は、ビルを使うということで航空会社から使用料をいただくことになります。そ

ういったものを勘案した部分で、収入としては見込んでいる形になります。

◎岡田（芳）委員 関連して、ちなみに全面供用開始となった場合の管理運営費ですかね、これ幾らになるんですか。

◎藤田交通運輸政策課企画監 全面供用が令和9年の春からを予定しておりますので、令和9年度以降、いわゆる債務負担の中に入っているんですけど、大体平均すると2,300万円程度になるかと、年によって多少上下があります。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部の議案を終わります。

《報告事項》

◎金岡委員長 続いて、総合企画部より1件の報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを受けることといたします。

〈交通運輸政策課〉

◎金岡委員長 とさでん交通の令和7年度決算等について、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎山本交通運輸政策課長 それでは、とさでん交通の令和7年度決算等について、とさでん交通作成の資料で御説明します。3ページを御覧ください。

こちらは、とさでん交通が設立された平成26年10月から令和7年度末までの業績推移を示したグラフとなります。まず、会社全体の売上げを示す水色の棒グラフですが、コロナ禍が本格化した令和2年度に28億円程度まで落ち込んだ後、徐々に回復し、一番右、令和7年度の売上げは、前年度と比較して3億5,000万円増収の50億2,800万円となっております。

次に、緑色の棒グラフは、本業の利益を示す営業損益であり、コロナ禍の影響により、令和2年度決算では、最大18億6,000万円の営業赤字となりましたが、需要の回復と経営努力等により、令和7年度は3億3,500万円まで営業赤字を縮小しております。

また、会社の純損益を示す赤色の折れ線グラフでは、コロナ禍の影響で令和4年度まで4期連続の赤字となっておりますが、令和5年度以降は回復基調にあり、令和7年度につきましては、一番右側にありますとおり、純利益8億2,000万円となり、令和5年度から続いて黒字決算となっております。なお、これにつきましては、昨年度6月補正予算において御承認いただいた債務償還支援を目的とした補助金8億700万円などが含まれていることが、黒字の主な要因となります。

続いて、4ページの表、令和7年度業績を御覧ください。まず、左の中段やや下の赤枠、本業の利益を示す営業損益について、令和7年度は3億3,500万円の赤字となっておりますが、前年度から1,200万円改善されています。また、令和元年度の5億600万

円の赤字と比較しても、1億7,000万円の改善となり、売上げの回復や経費削減といった経営努力の成果が出ております。

その4つ下の特別利益、15億8,100万円は、先ほど説明しました県の債務償還支援の補助金のほか、国、県、沿線市町からの補助金や給付金になります。この結果、1番下の当期純損益ですが、令和7年度は8億2,000万円の黒字で、過去最高の黒字決算となっております。

次に、5ページを御覧ください。主な事業を部門別に御説明します。軌道事業と路線バス事業になります。左側の軌道事業の一番上、営業収益は、利用者数の増加や運賃値上げの効果もあり、10億3,800万円の増収になっております。一連の経費を差し引いた後の一番下、営業損益は1億7,600万円の赤字で、前年度の8,600万円の赤字と比較すると、9,000万円赤字が増加しておりますが、これは、修繕を前倒して実施したことによる費用増が主な要因となります。

続いて、右側の路線バス事業の一番上、営業収益は、運賃値上げ効果はあったもののダイヤ改正などの影響もあり、8億1,700万円となり、前年度から200万円の微増となっております。一番下、営業損益は4億9,200万円の赤字と、前年度から4,800万円改善しております。

6ページをお願いします。この折れ線グラフは、軌道の月別の利用者数の推移をお示ししたものです。下の表一番右、令和7年度の利用者数は、475万6,000人で前年度と比べ1.4%減少となっております。減少の理由としましては、令和6年度に実施された通学定期券の半額キャンペーン、これが令和7年度は実施されなかったことにより、定期券利用者が減少したことによるものです。

7ページをお願いします。この折れ線グラフは、路線バスの月別の利用者数の推移になります。下の表一番右、令和7年度の利用者数が216万6,000人で、前年度と比べ5.1%減となっております。減少の主な要因としましては、令和7年10月からのダイヤ改正などが影響しているものです。

8ページを御覧ください。高速バス事業と貸切りバス事業の令和7年度決算です。左側の高速バス事業の一番上、営業収益は、関西圏を中心に需要が回復し、8億3,700万円となり、前年度から1億1,300万円の増収となっております。一連の経費を差し引いた後の営業損益は9,600万円の黒字となり、前年度から5,200万円の増益となっております。

右側の貸切りバス事業の一番上、営業収益は、クルーズ船寄港増を中心に総受注台数が増加し、5億600万円となり、前年度と比べ4,500万円の増収となっております。一連の経費を差し引いた後の営業損益も7,200万円の黒字となり、前年度から1,200万円の増益となっております。

次に、9ページを御覧ください。こちらは会社の主要事業の業績を示したものです。

売上げにつきましては収益部門の回復などの効果もあり、一番下の行、会社全体で3億5,000万円の増収となり、売上げは回復傾向にあります。また、営業損益につきましても昨年度と比較すると1,200万円の改善となっています。

次に、10ページを御覧ください。中期経営計画の進捗報告となります。令和7年度までの中期経営計画の進捗状況ですが、左下の総括の欄の収支の状況にありますとおり、計画では、令和6年度で純損益の黒字化を見込んでおりましたが、県や沿線市町からの特別支援がありましたので、実績としまして、計画の1年前倒しで令和5年度に黒字化を達成しております。

右の改善施策の進捗について、計画では軌道・路線バス事業の運賃改定など21項目で改善施策を設定し、5年間の効果額を6億8,400万円と見込んでおりましたが、令和4年度から7年度の4年間の実績で7億5,900万円となり、進捗率は約111%と計画を上回った実績となりました。

次に、11ページから12ページにかけましては、中期経営計画に位置づけられた具体的な収支改善施策の進捗状況となっております。ここの説明は省略します。

県としましては、引き続き、会社の経営安定に向けて沿線市町との連携を密に取り組んでまいります。

以上が令和7年度業績報告と収支改善策の進捗報告となります。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎三石委員 直接これとは関係ないかも分かんけど、従業員の待遇改善よね。給料が非常に安いというようなことで、よく聞いてきたんやけど、安いもんだから、いい運転手とか、従業員が集まらないということがあったわね。そこら辺りはどう改善されてきてるんかね。

◎山本交通運輸政策課長 処遇改善、年々のベースアップとか、これまでも、毎年3,000円とか1万円とか改善を行ってきておりまして、賞与につきましても、直近では、令和7年度までの3年間で0.6月ほど増やしたりとか、そういった経営努力はしているところですよ。

◎三石委員 黒字になったからといって、賃金をたくさん上げたりとか、そういうことをやっていくと、また、それが圧迫をしてしまうこともあるけど、そこそこの待遇改善は、特に賃金はやっていってあげないといけないと思うね。

それと、時々バスにも乗らせてもらうんだ。福井の方やけど、町までね。運転手によって、そのサービスというかな、差があるように感じるのよね。非常にいい態度の運転手もいれば、差が物すごくあるように感じるんだけど、お客さんに対する従業員の教育というか、その辺りのことはかちっとやられてるんかね。

◎山本交通運輸政策課長 会社で、そういったところ、態度改善に向けて様々な研修と

かされていると伺っておりますし、また、利用者の方から、いろいろと御意見いただく部分についても、会社の中で共有して、よかったところを運転手とか従業員で共有して、それを伸ばしていこうと、そういう取組をしていると伺っております。

◎三石委員 ぜひ、賃金も上げてやっていただきたいし、また、お客さんには、気持ちよく乗っていただけるように、利用していただけるように、そういうサービスの徹底もお願いしたいと思います。

◎塚地委員 10 ページで御説明をいただいて、令和7年度までの総括ということで黒字が出ていることは、本当に経営努力もされて、頑張ってくださっていると思いますけれども、特別支援がなければ赤字なんだということで、とりわけ、昨年度でいうと、補助金部分が相当額で黒字化になっている状況で、ただ私は、やっぱり公共交通なので、それなりの税金投入は、利便性を高める上でもあってしかるべきと思っています。この税金、補助金の投入が駄目ですよとは全然思っていないくて、むしろ、途中でやまった通学定期の半額サービスみたいなことですか、利便性を高める上では、ぜひ、せっかく補助金をつぎ込んだ分、大いにサービス強化みたいなことは、やっていただきたいなと思っています。

以前は、それこそ、高知市の補助金でワンコインデーみたいな日もあって、やっぱりその日の電車の活用ってすごく大きくて、利用者もすごく増えたりしてて、利用者の方の利便性と使い勝手のよさと、使いたくなる取組みみたいなものを、大いに、補助金を入れているのにふさわしく取り組んでいただきたいということはあります。何かそういう利用者が喜ぶサービスみたいなものが、今どんなことが考えられているか、会社側のことがひょっとありましたら教えていただきたいです。

◎山本交通運輸政策課長 会社側としても、当然、利便性を上げないと利用者がなかなか回復しないところがあります。とはいえ、この辺りは自社の資金だけで全てやるのは、なかなか難しい部分がありますので、例えば、本年度、県でも予算化している I C O C Aを入れて、県外からの観光客とか、そういった方たちが利用できる環境にするとか、あるいは電停の待合環境の改善で、上屋を設置するとか、そういう利用者の利便性向上につなげる施策は、とさでん交通と一体となって検討しているところです。

◎塚地委員 バリアフリーの低床バスも徐々に広がってるんですけど、そういうところをぜひ注視して、促進をしていただけるようお願いをしておきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 経営努力もされて黒字化ということで、いいと思いますけれども、公共交通ですので、県民の暮らしにも直結をしてきます。特にダイヤ改正などによって、今まで利用したのが乗れなくなったということで、御意見もよくお聞きするわけですが、県としては、とさでん交通の経営改善と併せて、やっぱり県民の公共交通という足をどう確保するかで視点を経営支援なり、あるいは交通に関連する事業者との連携

とかも含めて、やっぱり県民の暮らしを支える視点での取組が重要だと思うんですよ。

そういった点で、とさでん交通も含めて、地域の交通、県民の足の確保の取組についてどう考えておられるのか。また、どう取り組んでおられるのか、お聞きしたいと思います。

◎山本交通運輸政策課長 まず、電車につきましては、やはり路線再編で減便していくのは、極力避けるようにしたいと考えておりますけれども、一方で運転士が不足するというところがあります。とはいえ、利用者の少ない区間をずっと走らせるわけにはいきませんので、そういったところは沿線市町とも協議して、地域の足が途絶えないように、例えば、コミュニティバスを入れるとか、デマンドタクシーを入れるとか、そういった形で代替手段を確保するという前提で、バスの路線の再編については行っているところ です。

◎岡田（芳）委員暮らしに直結する問題ですので、しっかりとそれを支える立場で、いろんな関係機関とも協力しながら、しっかり取り組んでいただきたいと思います。また、人口減少の中でこういう減便も起きているわけですので、これも全国的な動きだと思しますので、やっぱり住民の暮らしを守る点では、国としても一定の支援をすることも大事だと思うので、しっかり地域の現状を国にも伝えて、こういう支援の要請もかけていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 国に対しても、例えば、バス運行を支えるバス運行の補助金が、国費も入ってやっているんですけれども、やはり制度的に課題のある部分については、昨年度も政策提言を実施しましたし、今年度も予定をしておりますけれども、そういったところも訴えていきたいと思っています。あと、路線バスに限らず地域の足、移動手段、生活路線に国費が当たっている部分ありますので、そういった算定方法を改善してもらって、しっかり移動の手段が拡充できるように、そういった提言もやっているところ です。

◎坂本委員 教えていただきたいんですが、令和7年度までは、いわゆる輸送人員の推移も出ているわけですが、今後の令和8年度以降の経営計画の見込みを見たときには、もう金額ベースだけで、結局その輸送人員が、この少子化の中でどう推移していくかを、併せて示すことはできないのでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 輸送人員の推移は、今とさでん交通が昨年度末に立てた経営計画においては、人口のトレンドとか、そういったところをベースに推計は出しているところでもあります。それを基に収支は算定をしているところ です。

◎坂本委員 そういうふうになっているんだったら、資料としてあるなら、お示ししていただけないでしょうか。

◎山本交通運輸政策課長 算定の基礎になっているデータについては、とさでん交通が

持っていますので、その辺りは確認をしたいと思います。

◎**坂本委員**　というのは、そこが、どんどん輸送人員が減りつつ、一方で経営、売上げ総利益がそれほど大きく減少していないとしたら、何で対応するかとなったら、やっぱり値上げとか、そういうことになってしまうのかなと考えたときに、それが本当に利用状況に対して、どういうふうに反映するかとかいうことにも関わってくるかと思うので、その辺、知りたいなと思いますので、よろしくお願いします。

◎**山本交通運輸政策課長**　最後の資料に、説明は省略しておりますけれども、経営計画の策定を昨年度末させていただいて、これは2月議会で説明しております。この売上げについては、公共交通部門だけでなく、高速、貸切バスとか収益部門も全て足し込んだ形で、一定、収益部門というのを拡充しながら、会社経営を継続していく前提で立てております。これについても一定の利用者数とかを前提に置いておりますので、その辺りは、とさでん交通からまた情報の収集をしたいと思っております。

◎**金岡委員長**　私から1つお聞きをしたいんですが、黒字ということを強調されておりますけれども、営業損益は赤字なわけで、なおかつ、令和6、7年度の営業損益がほぼ同様に推移しているということで、それから、先ほどお話ありましたけれども、輸送人員が減るであろうと、そうした中で経費は上がっていくだろう。そうすると、当然のことながら営業損益は赤字基調、赤字が拡大していく方向になるんだろうと予想されるわけですね。

そうしたときに、何を言いたいかというと、補助金を入れて黒字化するというのをあまり強調されると、どうしても企業努力がおろそかになりやしないかという危惧がされるわけで、やっぱり営業損益を基準に物事を考えていかなければならない。そして、それに対する対応をとっていかなければならないということであろうと思いますので、そこら辺はもうちょっと営業損益とか、現状でどうなっているのかを強調していくべきだと思いますがいかがですか。

◎**山本交通運輸政策課長**　営業損益につきましては3ページで、まだ3億3,500万円赤字になっておりますけれども、ここの部分の基調としては、コロナ禍から回復基調にありつつ、コロナ前、令和元年度とか平成30年度、29年度、この辺りはもう超えてきております。この点は会社の1つの経営努力かなと思っておりますけれども、この部分を、しっかり今後、営業黒字に持っていけるように、そういったところが会社の今後の経営としては求められるのかなと。

資料の14ページの経営計画にありますけれども、営業損益の下の部分で、ここの営業損益を黒字化していくところが、1つの目標になっております。収益部門を拡充して、例えば、令和15年度には、ここの営業損益を黒字化するような形をとっておりますし、また、公共交通部門においても、補助金も通常支援、通常のルールでやっている

補助金を前提に、この経営計画も立てておりますので、こういったところを今後、しっかり計画どおりいくように、進めていく必要があるかなと思っています。

◎金岡委員長 最後に、要するに10ページにありますように、言われたとおりなんですね。6、7年同様の数字が並んで、8、9年も同様の数字が並んでいくわけです。営業損益が同じような、赤字基調でずっと進むわけで、これを黒字化するのは至難の業だと思います。今も申し上げたとおり、輸送人員が減り、必要経費が上がるということで、これはもうかなり厳しい状況になると思います。

ですから、今からきちんと、やっぱりそういう計画を立てて、それを踏まえてやっていかないと、補助金を入れたから赤字が解消されるという状況では、これは何ともならないのではないかと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部を終わります。

《総務部》

◎金岡委員長 次に、総務部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、この後行う行政管理課の第2号議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より今城教育長、警察本部より岩田本部長が、第3号議案に健康政策部及び公営企業局が関係するため、健康政策部より高橋医療政策課長、公営企業局より梶原県立病院課長が同席いたします。

◎永渕総務部長 総括説明に先立ちまして職員の懲戒処分1件について、御報告を申し上げます。令和6年度に薬務衛生課の動物愛護推進を担当する企画監であった職員が県の制度にない、保護犬の預託を行い、預託の相手方に治療費等の負担を発生させるとともに、相手方が飼われていた犬を迷子犬と偽り、福祉保健所に収容することを主導するなど、不適切な事務処理を行ったものです。この職員につきましては6月22日付で減給10分の2を4か月の懲戒処分としたところです。

これらの行為により、公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の処分を踏まえまして、今後このような事態が繰り返されることのないよう公務の適正な執行と公務員倫理の確立について、改めて全庁に周知をしたところです。いま一度、職員一人一人が県職員としての自覚を新たにし、再発防止に努め、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。事案の詳細につきましては、

後ほど報告事項として人事課長から御説明を申し上げます。

それでは、総務部の議案等につきまして、私から総括して説明をします。補正予算編成の概要について、まず御説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。令和8年度6月補正予算編成の概要という資料です。

まず、下の(2)歳出の表からですが、一番下の総計(1)+(2)の行の中ほどに補正額(B)の欄があります。総額で30億4,007万円の増額補正となっております。

歳出の経費別では、補正額(B)列の上段、(1)一般行政経費等が29億3,500万円余りとなっております。内訳は新県民体育館の整備に係る事前調査や基本設計など、関連経費として1億7,000万円余り。また、当初予算で計上しておりました、所得向上推進企業等総合支援事業費補助金を15億円。加えまして、LPガスや特別高圧電気料金高騰への支援などの物価高騰対策に6億7,900万円余りとなっております。

また、下の段の(2)投資的経費ですが、1億400万円余りです。これは現在の県民体育館の解体設計や地質調査に係る経費などです。

財源につきましては、上の表の(1)歳入の補正額(B)の列の中ほどにあります(2)特定財源として11億8,000万円余りを充てることとしております。内訳としては、国庫支出金は重点支援地方交付金など11億800万円余り、県債が1,400万円余り、その他は寄附金など5,700万円余りとなっております。

上段の(1)一般財源ですが、財政調整基金を18億5,000万円余り取り崩すということとしております。

以上が、補正予算全体の概要となっております。

続いて、総務部関連の議案ですが、3ページは補正予算関係の説明目録です。総務部からは財政課の補正予算を計上しております。

4ページをお願いいたします。第2号から第5号までの4件の条例議案と報第1号及び第2号の2件の報告議案を提出をしております。なお、議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をします。

続いて、報告事項ですが、今回、御報告いたしますのは、人事課から職員の懲戒処分について、管財課から県有建築物における建築基準法に基づく定期点検の未実施の対応状況についてです。詳細につきまして、後ほど担当課長から御説明をいたします。

最後に、本年3月12日から7月5日までの主な審議会等の開催状況について、御説明をいたします。5ページです。

一番上ですが、高知県公益認定等審議会につきましては計3回開催し、諮問案件3件について審議し、うち2件は答申を決定、1件は審議を継続となっております。

それから、高知県行政不服審査会ですが、計4回開催をいたしまして、諮問案件7件について審議し、うち4件は答申を決定、3件は審議を継続となっております。

続いて、高知県公文書開示審査会については計7回開催し、諮問案件4件について審議をしております。

それから、県立施設運営活性化懇談会につきましては計2回開催し、事務局からは県立施設運営活性化に向けた県の支援計画について、県立の文化施設などを管理する各団体からは自律性向上に関する計画案について、それぞれ説明を行い委員から御助言をいただいたところです。

最後、高知県職員倫理審査会につきましては1回開催をいたしまして、管理職員が事業者等から受けた令和7年度分の贈与等の状況について審議をいただきましたが、委員の方からは特に問題とする意見はありませんでした。

続く6ページと7ページに関連資料を添付をしておりますので、御参照いただければと存じます。

私からの総括説明は、以上です。

◎**金岡委員長** 続いて、所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎**金岡委員長** 初めに、第2号議案について、行政管理課の説明を求めます。

◎**中村行政管理課長** 当課からは条例議案2件を説明します。まず、第2号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきまして、関係課を代表して説明いたします。

まず、左上1条例改正の目的ですが、人事院規則が令和8年4月8日に改正され、特殊性や困難性がある業務に対して支給される特殊勤務手当のうち、異常な自然現象により重大な災害が発生し、もしくは発生する恐れがある現場等で行う作業に従事する職員に対して支給される災害応急作業等手当について、金額の引上げが行われました。本県においても、国に準じて、災害応急作業等手当等を措置しており、今回の人事院規則の改正を踏まえ、国家公務員の改正後の金額と同額になるように、引上げを行うものです。

右に移っていただいて、今回の対象となる条例は、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例の3本です。

その下、3改正内容を御覧ください。この災害応急作業等手当等は、各条例において、1日当たりの上限額が規定されており、支給対象となる具体的な業務内容や金額については、関連する人事委員会規則において規定されております。このことから、国の改正後の金額に準じて、各条例で定める上限額を現行の1日当たり2,160円から2,880円に引上げを行うものです。

下段に参考として、職員の給与の支給等に関する規則での災害応急作業等手当の支給対象などの概要を記載しております。土木や農業・林業の出先機関の職員が、警報発令後に巡回作業を行ったり、職員が県外の災害が発生した現場で、避難所の運営支援業務

に携わった場合などに支給されております。

なお、4 施行期日等ですが、同手当は比較的夏場にかけての台風や豪雨に伴う支給実績が多いことから、今後の突発的な災害の発生に備えるためにも、本条例は公布日から施行とし、国同様に令和 8 年 4 月 1 日に遡及して適用したいと考えております。

説明は、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 4 月 1 日に遡及適用ということなんですけれども、ひょっとこれまでの 6 月までの間に、こういった業務に従事した職員の事例はどのような事例がありますか。

◎中村行政管理課長 今年度に限っては、4 月、5 月の実績までしか押さえておりませんけれども、今、該当する件数はゼロです。

◎坂本委員 ひょっとしたら 6 月の台風のとときにはあったかもしれませんが、4、5 月で言えばそういうこと、分かりました。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

ここで教育長と警察本部長は退席をいたします。

引き続き、第 3 号議案について、行政管理課の説明を求めます。

◎中村行政管理課長 次に、第 3 号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案です。

まず、1 条例改正の目的・必要性ですが、1 つ目の丸にありますように、病院・診療所の医療従事者については、設置者である法人が確保することが原則となっております。

しかしながら、2 つ目の丸にありますように、地域における中核的な医療機関や指定管理者により運営される市町村立医療機関など、地域に欠かせない医療機関において、急な退職が発生した場合など、すぐに欠員補充ができないケースも想定されているところ です。

そのような場合、3 つ目の丸にありますように、地域医療を確保する観点から、欠員補充ができるまでの間、県として支援できる仕組みを構築することが必要となっております。このことから地域における中核的な医療機関などに県職員を派遣することができるようにするため、必要な改正を行うものです。

その下、2 条例改正の内容ですが、条例第 2 条第 1 項第 3 号に、県内の病院又は診療所の運営又は管理を行う医療法人その他の法人を追加するものです。実際に派遣の依頼があった際には、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であるかどうかを、地域医療構想調整会議及び医療審議会において審議を行い、関係者の意見を聞いた上で判断することとしていますので、その旨を条文の後段に規定しております。

院長の急な退職など、緊急的な事例にも柔軟に対応できるよう、具体的な方針につい

ては人事委員会規則で定めることとしています。

最後に、3 施行日につきましては、公布日から施行することとしております。

説明は、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 全体として、たくさん医師がおいでる科とか、内科とかみたいな感じのところとか、極端に医師数が少ないところとかが多分あると思います。総体として、やっぱり、今、厳しい医師の充足状況かなと思うので、こういう措置はやむを得ないんだろうなと思います。

ただ、派遣期間みたいなものは、一定どういう歯止めがあるのかとかいうあたりは教えていただけないでしょうか。

◎中村行政管理課長 この条例で定められております派遣期間は、原則3 年です。場合によっては5 年という形もとれる形になっております。

◎塚地委員 それで、必要性が認められたところに行くんですけど、御本人との意思確認みたいなものは、どういう程度考慮されるのかはどうなのでしょう。

◎北條副部長（総括） 派遣法になりますので本人同意が必要になってきます。その際には、通常、派遣法の同意の書類に本人のサインもして、同意を確認した上で、派遣をするという手続になろうかと思います。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

ここで、医療政策課長と県立病院課長は退席をいたします。

〈財政課〉

◎金岡委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎生田財政課長 まず、一般会計補正予算について、御説明をいたします。1 ページを御覧ください。

12 款繰入金ですが、これは先ほど総務部長から御説明を申し上げましたとおり、6 月補正予算の財源として必要になります一般財源につきまして、財政調整基金を取崩して対応するため、繰入額としては約18 億6,000 万円の増額補正をお願いするものです。

補正予算に関しては、以上です。

続きまして、2 ページ目を御覧ください。こちらは本年3 月31 日付で行いました、報第1 号令和7 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告です。

3 ページを御覧ください。地方譲与税や地方交付税などそれぞれの額が確定したことに伴い、歳入を補正したものでして、例年3 月に専決処分をしているものです。

主な内容といたしましては、3 款地方譲与税を6 億9,700 万円余り、5 款地方交付税を10 億4,800 万円余り増額し、また、6 款交通安全対策特別交付金を1,900 万円余り減

額するといった補正を行っております。

4 ページを御覧ください。その結果として、総計では 17 億 2,700 万円余りの増となりましたことから、12 款繰入金において減債基金を 14 億 7,900 万円余り、財政調整基金を 2 億 4,700 万円余り取崩しを取りやめたものです。

以上で、財政課の説明を終わります。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 今回、財政調整基金を補正で 18 億円ぐらい取り崩すということで、その 15 億円分が、今回の賃金の向上の関係になると思うんですけど、結構、真水で 15 億円、年度途中の補正でぐっと取り崩すということを、県としてもあんまりやったことないんじゃないかなと思っていて、そこはどういう議論がされたのかを教えていただきたいです。

◎生田財政課長 委員おっしゃったとおり、15 億円の財政調整基金の取崩しは、6 月補正においては、なかなか例のないことでして、ただ、この所得向上の補助金が、多くの事業者の方から申請をいただいていると。その事業者の方々の思いに少しでも応えてあげたいというところもありますし、あと人口減少対策、これをてこ入れをしなければいけない時期に差しかかっているということもあります。

あとは、この所得向上の補助金は、税源涵養につながるものですので、今回 15 億円の財政調整基金の取崩しで、対応しようということになったものです。あとは、財政調整基金の今後の運営ですけれども、安定的な運営に一定の見通しがついていることも総合的に勘案をして、今回取り崩すという判断に至ったものです。

◎塚地委員 今後に期待するものも当然あるかとは思いますが、でも一方で、例えば、100 億円企業を目指す企業に、1 社 7,500 万円ぐらい補助金として出すってことになった場合に、その効果がどういうふうに反映をするのかは、相当慎重な議論が必要だと思います。私はむしろ、100 億円を目指すぐらいの勢いの企業なら、まさに金融機関が、本来はそこに手当てをして、伴走していくのが筋で、そこへ真水に県民の税金をどんと補助金としてつぎ込むことの妥当性は、もっと慎重であるべきじゃないかと思っているんですけど、そういう議論は、この予算を決める上で内部ではなかったんでしょうか。

◎生田財政課長 委員おっしゃったとおり、どのような方法が、例えば、働いてる方々の賃金の向上に資して、あるいは企業の成長につながって、それがどう地域の経済の好循環を生み出していくかにつきましては、確かに議論が必要なところですよ。

取りあえず、令和 9 年度以降の在り方につきましては、今回の事業、補助金の結果とか事業所のニーズを踏まえまして、検討しなければいけないと考えております。令和 8 年度につきましては、当初予算でこの補助金を交付をしているということがありまして、それに対して、多くの申請をいただいたというところで、今のこのスキームの中でやっ

ていくと判断をしたものですけれども、令和9年度以降の在り方については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

◎塚地委員 本当に税金なので、やっぱりそこは、今後の経過も慎重に見ていかないといけないですし、繰り返すようですけど、100億円を目指そうという企業のチャレンジは、税金で見るべきなのかというのは、私は異論があるところです。

そんな先進的で利益が上がるような事業なら、それは金融機関だって放っておかないですし、そういうところが補助金となっていたときに、企業自身の自律性とかというところでの問題も出てくるんじゃないかなと思うので、そこは不安視をしているということは、お伝えしておきたいと思います。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈税務課〉

◎金岡委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎辻税務課長 当課からは条例議案2件と報告議案1件について、説明いたします。まず、資料の1ページ目を御覧ください。

高知県税条例の一部を改正する条例です。この条例は令和8年度税制改正により、地方税法の一部改正等が行われたことに伴い、個人の県民税及び不動産取得税について必要な改正等を行うこととし、併せて、法人県民税、法人税割の税率の特例措置について適用期限を延長しようとするものです。なお、令和8年度税制改正を受けた条例改正のうち、本年4月1日までに施行が必要な項目については、既に専決処分により改正をしておきまして、後ほど説明いたします。

主な改正内容につき説明いたします。まず、1の個人県民税です。令和8年度税制改正関係になります。個人県民税は個人の市町村民税と併せて住民税として市町村で賦課徴収し、県に払い込まれます。

1つ目の丸ですが、所得税の源泉徴収の対象にならない公的年金等の受給者のうち、個人県民税の納税義務者について、賦課徴収に必要な情報を得るため、扶養親族等申告書の提出を義務づけるものです。公的年金等は一般の給与所得者と同様に、所得税を源泉徴収してから受給者に支払われます。源泉徴収に当たっては、該当する各種の控除、配偶者控除ですとか扶養控除などを受けることができますが、そのためには受給者は給与所得者と同じように、扶養親族等申告書を提出する必要があります。

従来、提出義務の範囲は所得税において源泉徴収の対象となる公的年金等を有する者等とされてきました。しかし、所得税と個人住民税の課税ベースが異なるため、個人住民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合が生じることから、提出義務の範囲を拡大する措置を講じるものです。

続きまして、次の丸ですが、住宅借入金等特別税額控除いわゆる住宅ローン控除の延長です。個人住民税の住宅ローン控除については、前年度の所得税について住宅ローン控除の適用を受けた場合に、所得税額から引き切れなかった額について、控除限度額の範囲内で控除する仕組みとなっております。令和8年度税制改正により、所得税において住宅ローンの適用期限が5年間延長されたことから、これに合わせて適用期限を延長するものです。

これらについては、令和9年1月1日からの施行となります。

次に、2の法人県民税です。法人県民税におきましては、現在、本県の最重要課題である人口減少などの課題克服に向けた施策に充てるため超過課税を行っています。

内容は法人県民税の法人税割の標準税率1%に、超過税率として0.8%上乘せし、現在1.8%で課税を行っています。これを5年間延長するものです。

課税の対象となる法人は資本金または出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、または法人税額が1,000万円を超える法人など、大規模法人を対象としております。令和6年度の実績では、県内に1万4,000社余りあります課税対象法人のうち、約10%に当たる1,400社余りが対象となっており、その税額は令和6年度決算では2億7,000万円程度となっております。なお、この超過課税は全国的には静岡県を除いて本県を含む46都道府県で実施しており、東京都、大阪府を除く44道府県が、本県と同様の0.8%の超過税率を適用しています。

この超過課税の適用期限を、令和14年8月31日までに終了する事業年度まで5年間延長するものです。公布の日からの施行となります。

続いて、3番の不動産取得税です。令和8年度税制改正関係となります。不動産取得税は、住宅と住宅用土地に関して軽減措置があります。このうち新築住宅、認定長期優良住宅及び新築住宅用土地の取得に係る特例控除等の措置について、安心安全な住まいの実現等の観点から、地滑り防止区域、急傾斜地崩落危険区域及び土砂災害特別警戒区域等の区域内に新築された住宅について、一定の建て替えなどを除いて原則として、適用対象から除外するものです。これらについては、地方公共団体における準備や住民の周知など、施行まで十分な期間を確保するため、令和11年4月1日からの施行となります。

最後に、その他総則です。これも税制改正関係となります。税制改正におきまして、国税及び地方税に関する犯則手続、法令違反に対して刑事罰を求めて告発を行う場合の手続をデジタル化するための改正が行われました。その結果、電磁的記録、いわゆる電子データを保管する者などに対して、提供命令を行えるようになりました。県税条例においては、県税の賦課徴収に関する権限は、基本的に県税事務所に委任していますが、国との調整などの一部の手続は知事の権限となっており、従来の書面による手続におい

て、裁判官の許可に関する事項は知事の権限とされていたところです。これと同様に、電磁的記録、電子データの場合も、裁判官の許可に関する事項、知事の権限に属する事項として規定するものです。令和9年10月1日からの施行となります。

次に、資料の2ページを御覧ください。高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例です。高知県では、企業の地方拠点の強化や地域における就業機会の創出を図るため、地域再生法に基づき、地域再生計画を作成しています。計画に記載された地方活力向上地域内において、知事が認定を行った計画に従い、事務所や研究所等の設備の新增設を行った事業者に対して、現在、事業税及び不動産取得税の課税免除や不均一課税を行っております。

これらの税制上の措置を行ったことによる減収は、その75%が普通交付税により補填されておりますが、今回、関係省令の改正が行われ、減収補填の適用期限が令和8年3月31日から令和10年3月31日へと2年間延長されたことを考慮しまして、条例による税制上の措置についても、適用期限を2年間延長するものです。適用は本年4月1日に遡及することとしております。

以上が、税務課から提出する条例議案です。

続いて、次の3ページを御覧ください。先ほど申し上げました、税制改正に伴います高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、御報告いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、必要となる県税条例の改正のうち、4月1日に施行しなければ税率の変更や特例措置の一時的な失効などによって、納税者に影響を及ぼす恐れがあるものにつき、3月31日に県税条例の一部改正を専決処分いたしました。

主な改正内容について、説明いたします。まず、1軽油引取税です。軽油引取税の税率の特例措置、いわゆる当分の間税率と言われるものですが、これは令和8年4月1日に廃止されたことに伴い税率を引き下げる改正です。

次に2自動車税です。米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割が4月1日に廃止されたことに伴う改正です。また、環境負荷の小さい自動車に対する軽減措置と環境負荷の大きい自動車に対しては、税負担を重くする自動車税のグリーン化特例について、適用期限を令和10年3月31日まで2年間延長するものです。

次に、3不動産取得税です。まず1つ目が、新築住宅特例が適用される住宅用土地の取得に係る減額措置の要件について、土地を取得してから住宅を新築するまでの年数要件を、2年から3年に緩和する特例措置につきまして、令和13年3月31日まで5年間延長するものです。

2つ目が、新築の認定長期優良住宅に係る軽減措置につきまして、新築住宅の課税標

準額から控除される額を最高 1,200 万円から 1,300 万円とする特例措置につきまして、令和 13 年 3 月 31 日まで、同じく 5 年間延長するものです。

3 つ目として、物価指数等が上昇していることを踏まえ、免税点、すなわち課税標準額がこの金額に満たない場合は課税しないこととする金額を引き上げるものです。

以上が専決処分に係るものです。

税務課からの説明は、以上です。

◎**金岡委員長** 質疑を行います。

◎**岡田（芳）委員** 1 ページの不動産取得税の特例控除についてお聞きします。確認ですが、安心安全のための措置とかいう政策誘導的な意味合いがあるのではないかと思いますけれども、現にそういう地域に住んでおられる方もたくさんおいでだと思うんです。その場合、現有地で建て替えることもあり得ると思うんですけれども、そういうケースでも控除が除外されるということなのでしょう。

◎**辻税務課長** この優遇措置の適用除外というものは、建て替えについては、一部除外されなくて、今までどおりとなっております。具体的には、非常に危険性の高い災害レッドゾーンと呼ばれる地域におきましては、所有者、配偶者及び 2 親等以内の親族による建て替えは、引き続き適用対象とされております。

それから、市街化調整区域内の災害イエローゾーンにつきましては、建て替えは基本的には優遇措置の対象として、引き続き残すことになっておりまして、新しいものに対して優遇措置を外して、より安全なところに住んでいただく機会をつくると、そういう趣旨であると理解しております。

◎**岡田（芳）委員** では、現に今、そういうところにお住まいの方が建て替える場合は、優遇措置が適用されるという理解でいいということですね。

◎**辻税務課長** その理解でよろしいかと思います。

◎**塚地委員** 個人県民税のところで、新たに扶養親族等申告書の提出を義務づけるとなっていて、もうちょっと具体的にどういう人が義務づけになるのかを、分かりやすいように教えていただきたいです。

◎**辻税務課長** 例えば、控除を申告しなければ住民税がかかってしまう方が、一定いらっしゃるけれども、所得税の源泉徴収対象までの年金収入がないような方がいらっちゃって、それは今でもいらっしゃるんですけれども、そういう方へ適切な控除が行われるように、いろいろ後から本人が申し出てとかいう形では、今もやっているところです。

いわゆる年収の壁の是正というようなことが所得税のほうで行われた結果、所得税の課税ラインは上がって、住民税は変わらないという状況が一定続いている結果、そのはざまに落ちて、控除が適切に把握されない方が増える状況になっております。そこに対して、今までどおり言ってきていただいたら対応しますというのでは、お互い課税する

ほうも手間が増えますし、もちろん納税者の方にとっても必要な控除が受けられないということから、一定、その義務というちょっと言葉は厳しいんですけども、手続的な漏れがないようにしようということです。

例えば、公的年金等の収入が 200 万円程度の方でしたら、控除のあるなしで住民税が課税されたり、されなかったりということが起こりますので、そういう方たちに、申告という形で、正しい控除ができるようにさせていただくことになります。

◎塚地委員　じゃあ、新たに申告書を提出することが義務づけられることになるわけ。今、それこそ 200 万円ぐらいの年金だと、申告書の提出をせずに源泉徴収してもらっているという状態の方が、何か別のペーパーをちゃんと出さんといかんようになると、そういうことなんですか。

◎辻税務課長　給与所得者と同様に考えていただいたらいいかと思うんですけども、源泉徴収するに当たって、こういう控除を自分が受けられますよということを 1 枚書いて、扶養親族等申告書を出すという仕組み、流れの中でやっていると思いますが、それが、一部年金の受給者に対しても、拡充されるというイメージになるかと思います。

◎塚地委員　それは、年金の最低額みたいなものではなくて、これ以上低くても、それを提出する必要があるんですか。

◎辻税務課長　基本的には、住民税の納税義務者であれば、申告をしてくださいというたてりになっております。

◎西森（雅）委員　関連で教えてもらえればと思います。この申告書は今、市町村で県民税も賦課徴収をやっているわけですけども、申告書自体も、市町村への提出になるということなんですかね。

◎辻税務課長　公的年金等受給者ですので、恐らくはということなんですけれども、年金を給付するところに出す形になるのではないかと考えてます。

◎西森（雅）委員　そうすると、年金事務所だとかそういうところ、恐らくというのが何かもうちょっと明確に、どんなところを教えてもらえればと思います。

◎辻税務課長　まだ具体的な手続について、周知されていない時点ということもあるんですけども、通常は、源泉徴収をするところが申告書を受理して、それをまとめて、市町村等に情報提供する形が一般的になるかと思います。もちろん、私たちの給与所得者の場合もあるんですけども、そこで調整し忘れたものとかは、その後役場に申告するという形で、フォローというか、そういうのがされていくと理解しております。

◎西森（雅）委員　給与所得者の場合は、最終的には確定申告とか、年金の方もそうなるかと思うんですけど、今までその扶養親族等申告書というのは、例えば、年金機構とかには出してないわけですから、全く出してないのかどうかちょっと分からないんですけど、受給される方のそこへの申告が必要になるという考え方ということですか。

◎**辻税務課長** 一定以上の年金収入がある方は、源泉徴収の対象になるので、そういう方は、今までも扶養親族等申告書を出していました。そうではない方についても、少し提出するという手続を増やすことになりますので、全く新しい手続というよりは少し範囲を広げて、より扶養の情報などが取れるようにすると、そういうことだと思います。

◎**永渕部長** 補足ですけれども、年金事務所から市町村に情報提供が行く流れになりますので、まずは、年金事務所に提出をいただくことになります。先ほど課長からも言いましたけれども、もともとの基礎控除の額が、国税であります所得税が48万円でしたと。それが年収の壁を引き上げたら95万円まで上がることになると。今まで出していた方が、国税の控除のために出さなくてよくなるということになるので、ただ、住民税は今回引き上げずに43万円のままだので、今までも出していただいたら、それを年金事務所から市町村に渡して、ほぼ同水準だったので、情報提供いただいて、市町村で税額を決めていたんですけれども、所得税がぱんと上がって出さない人が増えてしまうがために、住民税をきちんと控除するためにも出してくださいという、そういう改正の内容になっています。

◎**金岡委員長** 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎**金岡委員長** 総務部より2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈人事課〉

◎**金岡委員長** まず、職員の懲戒処分について、人事課の説明を求めます。

◎**安藤人事課長** 冒頭、部長が御説明しましたとおり、6月22日付で職員を懲戒処分といたしましたので御報告いたします。

処分を受けた職員は、土木部の出先機関の課長です。

処分事由ですが、当該職員は、令和6年度に薬務衛生課の動物愛護を担当する企画監であった際に、病気の保護犬について、県の制度にない預託を独断で行い、その預託の相手方に当該保護犬の治療費等を負担させたことにより、県が損害賠償を行うこととなりました。また、預託に当たり保護犬を相手方宅に受け入れるスペースを確保するため、相手方の飼養犬を迷子犬と偽り福祉保健所に収容することを主導いたしました。

これらの行為は、高知県動物の愛護及び管理に関する条例等に違反するものであり、県職員としての基本的な認識と自覚に欠け、県民の県職員に対する信頼を大きく損なうもので、その責任は極めて重大であります。

以上のことから、法令等遵守義務及び信用失墜行為について定めました地方公務員法

の規定に違反するものとして、6月22日付で、減給10分の2を4か月の懲戒処分といたしました。

そのほか、令和6年度当時の上司2名に対して、文書注意、口頭注意の措置を行いました。なお、相手方に発生させました治療費等の損害は、県が負担することで示談を行い、この相手方に支払いました損害賠償額の一部につきまして、被処分者に求償をいたしました。

また、記載はありませんが、処分と同日付で、総務部長通知を発出しまして、公務の適正な執行と、公務員倫理の確立につきまして、改めて全庁に通知し職員に徹底したところです。

引き続き、県民の皆様の県政に対する信頼回復に努めてまいります。

報告は、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 本会議でも議論されたのであれですけれども、知事が言うように長期に及んだことによって業務が属人化してしまったというのも1つあるだろうと思うんです。ただ、こういうことを、いわゆる、預託は求められてきたわけじゃないですか。自分からやろうとしたわけじゃなくて、言うたら、相手方にその保護犬の関係で、県として預託できんかということが求められたから、それに応えてやったのではないかなと思うんですけど、分かりませんけれども。そういうときに、本来そこまで求められたら、きちんと、それは制度にないことやからできませんと断っておけばよかったですらうけれども、やっぱり、この間の長年のその業務に従事していたために関係性があって、制度にないものを受け入れたということなんでしょうか。その辺がもし分かれば。

◎安藤人事課長 預託自体は求められたということではないと認識をしております、通常であれば譲渡をすべきものになります。この譲渡すべきところを預託にしたのは、やはり、こちら県側、職員側のやってはいけないことだったということになります。それをやろうとしたときに、当然制度にはありませんので、どうすべきだったかというところは、悩ましいところでありますけれど、やはり企画監であってもまだ上、上司がおりますので、こういう状態だということを報告、相談をして、どうすることが一番の正解かというのはみんなで議論して、その上で、制度的にできないのであれば違う方法であるとか、今回、間に合わなかったかもしれないけれども、それができるような制度を考えていくとか、やりようがあったのではないかと考えてます。

そこを独断でやってしまったところが、今回の懲戒の原因でもありますし、組織的に課題、問題点だったということで認識をしております、その旨を答弁したところだと思っております。

◎坂本委員 もう1つは、確かにその業務が長期化すると、そういったことが起き得る

ことがあるということなんですけれども、一方で余りにも機械的に、例えば、3年とかでどんどん代えていくことによって、言うたら、これまでもそういう県民からの声はあったと思うんですけれども、短期間で代わるがために、県民のニーズに応えられない行政サービスしか提供できなかった。そういうこともあるのではないかとするので、その時期をどういうふうにするかは、人事面で非常に一番難しいところだと思うんですけれども。そこは、今回の知事の答弁を聞いていると、割と機械的にやってしまおうと受け止められたんですけれども、決して、そのことによって県民ニーズに対する、適切なサービスが後退することのないようにしていただきたいなと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

◎安藤人事課長 今回は、特に管理職が7年ということで、これはやはりまれなケースだと思っております。ただ、7年というのもいろいろ理由があり、必要性があって7年にしたものです。これを、一定は、通常のローテーションは考えないといけないんですけど、当然、委員おっしゃったように必要性に応じて、例えば、3年とかですばっと切ってということじゃなくて、そこは一定の柔軟性は必要だと思っております。

一般職員につきましても、基本は4年がローテーションということで、以前は3年だったところを、そういう業務の継続性というところを見て4年とした経緯もあります。また、その人が代わるときの引継ぎといいますか、十分なされてないというお声も聞いたりすることもあります。これにつきましては、数年前に、行政管理課から通知も出しまして、きっちりと引継ぎをするようにということを改めて周知徹底もして、自分からも事あるごとに、しっかりした引継ぎのやり方を通知の中に具体的に書いておりますので、これを守っていけば、一定、課題の引継ぎといいますか、あと人脈、こういったことも引き継いでいけるようになっておりますので、しっかりそこはまた徹底をしていきたいと考えております。

◎浜口委員 所管課じゃないので答えられないところがあるかもしれませんが、この企画監の方が預託を独断で行って、その相手方の飼ってらっしゃる犬を、こちらは福祉保健所に収容したということは、非常にこの関係性がもう深い相手方だったんじゃないかなと思ってまして、今回これが初めてのケース、これだけなのかなというのが、ちょっと不安視されるかなと。

ほかにもこういうことが日常的に行われていたんじゃないかなと、何となく受け取らざるを得ないんですけれども。そういった背景とか、聞き取りの中で今回が条例違反的には初めてというか、これが最初のケースだったとかいうのが分かれば教えていただきたいんですけれども。

◎安藤人事課長 この相手方につきましては、県で、先ほど申しました譲渡といったものを非常にボランティア精神で、よく受け入れていただいていた方だとお聞きをしており

ます。そういった関係性の中で、今回のやり取り自体も発生したものだと思っております。その中で、福祉保健所に迷子犬と偽ったという部分につきましては、事例的にも余り相手方から県が逆に犬を受け入れるという事案自体が、今回、相手方にまず預託をしようとしたときに、相手方に受け入れるスペースがないという話があって、どうしても受け入れてもらいたいがために、じゃあ、1匹分空けますかという話になって、それをどうしようと、県が受け入れるという話の中で、ただ受け入れる仕組みがないので、迷子犬としましようということを、こちら側が主導したというのが経緯になっております。

ケースとしてもあまりないケースかなと思っておりますし、本人の聞き取りでもこういう違法行為、違反行為は今回が初めてだと聞いておりますし、部でも一定調査をしていただいた上で、ほかにはないという報告を受けております。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

〈管財課〉

◎金岡委員長 次に、県有建築物における建築基準法に基づく定期点検の未実施の対応状況について、管財課の説明を求めます。

◎山口管財課長 県有建築物における建築基準法に基づく定期点検の未実施の対応状況について、御説明いたします。1ページを御覧ください。

1 事案の概要です。この度の事案は、県立美術館において、建築基準法第12条に基づく定期点検を実施していなかったことが判明し、これを受けて、昨年12月から本年1月に全庁調査を実施いたしましたところ、ほかの施設でも点検の未実施が明らかとなり、本年3月に記者会見を行い公表いたしました。今回は、その後の対応を御報告するものです。

2 点検の未実施施設の対応状況を御覧ください。

(1) 建築物の点検実施状況です。7施設中15棟で、定期点検の未実施が明らかとなりました。対応状況は、7月1日時点のものとなりますが、まず、①点検が終了しているのは6施設10棟、そのうち指摘なしは2施設2棟、指摘ありの1施設1棟は埋蔵文化財センターの収蔵庫となります。アスファルト舗装の一部沈下が見られるとの指摘がありましたが、建物や設備に現状、支障を来しておらず、運営に支障がないため、経過観察としており、必要に応じて修繕を行うと伺っております。点検結果待ちは3施設7棟で、こちらにつきましては、指摘がありましたら、状況を踏まえた適切な対応を行う予定であります。

②の点検中は1施設5棟となっております。

2ページを御覧ください。(2)に外壁全面打診調査実施状況を掲載しております。14施設23棟で外壁全面打診調査の未実施が明らかとなりました。こちらも7月1日時点の

対応状況となりますが、まず1つ目に、調査が終了している3施設3棟で指摘がありました。1つ目、人権啓発センターの事務所は、タイル浮き、クラック、ひび割れ等の指摘を受けまして、既に修繕の発注済みと伺っております。続きまして、文学館の本館は、石張りの浮き、欠損ありとの指摘を受けましたが、現状、支障を来しておらず、運営に支障がないため、経過を観察すると伺っております。続いて、県民文化ホールの本館はタイルの浮きやひび割れ、欠損ありとの指摘を受けましたが、こちらも現状支障を来しておらず、運営に支障がないため、経過を観察すると伺っております。

続いて、調査中の施設は9施設16棟、発注手続中は2施設4棟となっております。

なお、未実施施設の対応状況につきましては、3ページの参考資料のとおりです。

再度2ページを御覧ください。最後に、3再発防止策の徹底です。(1)として、全庁への法令遵守の徹底です。まず、再発防止策の徹底ですが、全庁への法令遵守の徹底としまして、①、②のとおり、4月に全庁に総務部長通知を発出いたしました。事務処理の適正な執行と法令遵守の徹底を周知しております。また、③のとおり、建築基準法以外にも、各種法令により必要となる点検がありますので、主な点検内容をまとめました「法定点検一覧表」を全庁に通知しまして、計画的かつ確実な法定点検の実施について周知徹底いたしました。

(2)に、計画的な点検の実施に向けた仕組みの構築を掲載しております。まず1つ目に、再発防止に向けて、新たに作成いたしました「県有建築物の定期点検フロー」に基づきまして、「県有建築物の定期点検計画表(3か年計画)」を全庁で作成していただきます。この3か年計画を基にしまして、毎年度の実施状況をチェックする体制を構築いたしました。今後は、点検が確実に実施されているか、実施状況の後追いチェックを行いまして、漏れがないよう確認を徹底いたします。

(3)指定管理者が管理する施設の対応について掲載しております。こちらの指定管理者が管理する施設の対応としましても、所管課と指定管理者の双方が毎年度の定期点検の実施状況を確認するよう、関係する運用指針等を改正いたしまして、全庁に総務部長通知を発出しております。点検を適切に実施するよう、こちらでも周知をしております。

このように、法令遵守の徹底を周知するとともに、再発防止に向けた実効性のある仕組みを構築いたしましたので、今後は二度と繰り返すことのないよう、全庁で確実に実施してまいります。

以上で、管財課の説明を終わります。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 外壁全面打診調査を実施する際に、ふだんは足場を組んでやるかと思うんですけれども、今回の場合は、足場を組んだりしていますか。

◎山口管財課長 いろんなケースがありまして、まず、仕上げ材にタイルやモルタルなどを使用してる外壁が点検の対象となるんですけれども、赤外線を使ったりとかいうことで、足場を設置しなくてもできる調査もあります。手の届く範囲は、打診をまずしまして、あとは例えば、作業車とかそういうもので打診して確認するやり方ですとか、本庁舎などは、赤外線を使った点検をして、浮きがあるとか、そういうところをチェックするということで、もちろん足場を組んでのやり方もあります。

◎坂本委員 ただ、足場を組むと相当予算が伴うと思うんですけれども、今回こういう対応をするのに、補正予算とか組まなくても対応できたんでしょうか。赤外線でするにしても、一定の費用が伴うかと思うんですけれども、補正予算を組まなくても、それぞれの所管課で予備費的なもので対応できたのか、その辺はどうなんですか。

◎山口管財課長 補正予算で対応したところはありませんで、県予算の執行残ですとか、今後使うものを先に使って、何せ、未実施があったわけですので、一刻も早くということで、そのような対応をしたと聞いております。

◎弘田委員 1点だけ。人事課とこの報告を受けてちょっと思うのは、やっぱり公務員、県庁の職員は、どんな小さな仕事でも全て法律であるとか、条例であるとか、そういったものがバックにあって、それを執行しゆうということだと思います。そのことを忘れちゃうんじゃないかみたいな、そんな気になります。やっぱり、きちんとささいなことでも、仕事の背景にどういった法律があるとか、条例があるとか、それをきちんと把握した上で仕事に当たってもらいたいと思います。

それからもう1つ、いろいろ聞くんですけど、職員の皆さんが自分がした仕事のつづりを、きちんとつづられゆうのかなという心配もします。というのは、人事異動がありますから引継ぎをしていかんといかんわけですね。私も大昔、県庁の職員やってましたけど、言うたら、起案から決裁、それから、どうして起案をせんといかんかという法的根拠とか、全部1つのつづりに、仕事ごとにして、自分が異動するときには、もう、これを見てくださいと。これが1年の流れですから、これ見たら分かると思いますということで、全部引継ぎは簡単に済ましてました。

それから、新しいことをするときには、必ず法的根拠とか、分からんことは全部人に聞いて、そういうことをしてましたけど、今聞くに当たって、相談を受けたときに、いや、それは前任者のつづり見たらええんじゃないのって言うたら、いやそのつづりがいいのか、そんなことがよく耳に入ってくるんで、そこら辺をきちんと徹底させたら、こういったミスはもっともっと少なくなってくるんじゃないかと思います。ぜひ、総務部長通知でやっておられるということなんですけど、出先とか現場の直接の課長あたりに、きちんとそういった対応をしゆうかと再確認をして、きちんとするようにもう1回、指導しちゃったらどうかなと思います。

要請みたいになったんですけど、総務部長どうでしょうか。

◎永渕総務部長 おっしゃったとおり、我々法律、条例に基づいて仕事をしているので、それはもう真っ先にしっかりやらなきゃいけないところだと思っております。今回、2つの事案共にそうですけれども、仕事を行っていく上で、まずは、もう1歩深く、その根拠の条文だとか、そういったところを改めて確認をすること。それからもう1歩広くといいますか、周りの人に確認をしてもらったり、あるいは上司、部下も含めてですけれども、広く情報共有をきちんとする、深く根拠を確認すること、これは徹底をしなければいけないと思っております。

また、加えて、引継ぎの話もありました。人事異動はどうしてもありますので、そういったときに、やはり引継ぎをしっかりしているかしていないかは非常に重要であります。行政として、継続して仕事を行っていく上では、引継ぎが大変重要だと思っております。そういった意味でも、それぞれの所属の課長あたりに、自分の所属の中で引継ぎがどう徹底されているかをしっかり把握していただくとか、そういったことも含めて、改めて、やり方を考えたいと思いますけれども、全庁で徹底をするように、総務部が各部局任せではなくて、しっかりと下支えをしていきたいと考えております。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、管財課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。

タブレットを忘れずに、各自持ち帰ってください。その際、充電もするようにしてください。よろしくお願いします。

(昼食のため休憩 12時02分～12時58分)

◎金岡委員長 それでは、委員会を再開いたします。

《教育委員会》

◎金岡委員長 教育委員会について、行います。

議案について、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

また、この後行う幼保支援課の第6号議案に、子ども・福祉政策部が関係するため、子ども・福祉政策部より山崎障害福祉課長と大野子ども家庭課長が同席をいたします。

◎今城教育長 議案の説明に先立ちまして、元教職員に対する退職手当支給制限処分についての御報告が1件あります。

住居侵入の罪により有罪判決が確定し、失職となった元教員に対し、6月17日付で退職手当の全部を支給しないこととする支給制限処分を行いました。本事案は、教員という立場にありながら、教え子の信頼を裏切る極めて悪質な行為であり、被害に遭われた方や、その御家族の平穏な生活を著しく侵害するとともに、公教育に対する県民の皆様の信頼を大きく損なうものであり、重く受け止めております。

被害に遭われました方とその御家族に心より深くおわびを申し上げますとともに、県民の皆様の信頼を大きく損なうことになりましたことにつきましても、重ねておわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

県教育委員会としましては、今回の事案を重く受け止め、市町村教育委員会や校長会と連携し、教職員の服務規律の確保を徹底するとともに、再発防止に全力で取り組んでまいります。なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

それでは、議案の説明をします。6月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、令和8年度高知県一般会計補正予算議案1件と、条例議案3件の計4件です。それでは補正予算について、御説明いたします。資料の2ページ、補正予算総括表を御覧ください。

教育委員会所管の一般会計補正予算は776万4,000円の増額をお願いするものです。内容としましては、企業版ふるさと納税を活用し、本県の名誉県民で世界有数の天文家でもある関勉氏の顕彰動画等を作成するための経費。それから、国の経済対策を活用し、夜間給食費の負担軽減を図る経費を計上しているものです。

次に、条例議案につきましては、3ページの議案目録を御覧ください。

こちらの第2号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案。第6号高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案。第7号高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案の計3件です。

このうち第2号議案につきましては、人事院規則の改正を踏まえ、災害応急作業等手当等の改正を行うもので、先ほど総務部からの説明の際に一括で御審議頂きましたので、説明を省略します。

各議案につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

次に、報告事項につきましては、冒頭に御説明いたしました元教職員の退職手当支給制限処分についてのほか、産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業について、及び非強制徴収債権の放棄についての計3件です。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の開催状況を説明します。4ページを御覧ください。資料のとおり、高知県児童福祉審議会保育部会を4月に、高知県教

科用図書選定審議会を4月と6月に、高知県社会教育委員会を6月にそれぞれ開催いたしました。審議項目等につきましては、記載のとおりです。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜、委員の皆様に御報告します。

私からの総括説明は、以上です。

◎金岡委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈幼保支援課〉

◎金岡委員長 初めに、幼保支援課の説明を求めます。

◎市村幼保支援課長 当課が所管する条例について、順番が違いますが、第7号の高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案から御説明いたします。1ページを御覧ください。

高知県認定こども園条例は、保育所、幼稚園の両方の機能を持つ認定こども園の運営等に関する基準について、認定こども園法に基づく国の基準府省令や告示に準拠する形で定めております。今般、国において基準府省令が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものです。改正内容について、1条例改正の概要を御覧ください。

①児童対象性暴力等の防止についてです。子供に対する性犯罪・性暴力を未然に防ぐため、教育・保育等の現場で従事者による加害を防止することを目的とした「こども性暴力防止法」が令和8年12月から施行されることとなりました。これに伴い、認定こども園の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、児童対象性暴力等が行われた場合に被害園児を適切に保護するため、対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないとするものです。

②の主務保育教諭等の規定の整備は、職員間の総合的な調整を担う職を新たに設け、配置できるようにするものです。

③学級編制基準の引下げは、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性に応じた行き届いた教育を推進する環境を整備するため、1学級原則35人以下から30人以下へと規定を改正するものです。なお、国の基準と同様に、令和14年3月31日までの経過措置を設けることとしております。

④の専門職の活用は、保育教諭等の数の算定にあたり、認定こども園等において障害のある子供や、医療的ケア児の受入れが増えている状況を踏まえ、子供への専門的支援を行う理学療法士等を1人に限り、保育教諭等とみなすことができるようにするものです。

⑤の職員配置基準の経過措置の一部改正は、令和6年の改正により、認定こども園における職員の配置基準が、3歳児は20人に1人から15人に1人へ改善されましたが、人員確保に困難を抱える保育現場に混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準による運営を妨げないとする経過措置が設けられておりました。この経過措置の適用期間

を令和 10 年 3 月 31 日までとするものです。

条例の施行期日は、児童対象性暴力等の防止については、令和 8 年 12 月 25 日から、その他については、公布の日からとしております。

引き続き、第 6 号高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案について、御説明いたします。6 ページになります。この条例につきましては、当課のほか、障害福祉課、子ども家庭課が関係していますが、当課から御説明します。

この条例は、条例名にある障害児の通所支援のほか、保育所、児童養護施設など、児童福祉法に基づく施設等の運営等に関する基準を定めています。この条例は 1 参考のとおりに、一部の本県独自基準を除き、国の基準府令で定める基準の例によることとしています。国の基準府令が改正されたことに伴い、引用規定を整理しようとするものです。

改正内容は、先ほど御説明いたしました、認定こども園条例等の改正のうち、①児童対象性暴力等の防止、④専門職の活用、⑤職員配置基準の経過措置の一部改正について同趣旨の改正が行われましたので、必要な改正を行うものです。なお、1 つ目の、児童対象性暴力等の防止についてのみ、この条例で定める障害児施設及び児童福祉施設についても対象となり、下の 2 つは、保育所の基準に関する改正となります。

施行期日は、児童対象性暴力等の防止については、令和 8 年 12 月 25 日から、その他については公布の日からとしております。

説明は、以上です。

◎**金岡委員長** 上着を取らせてもらっておりますので、御了承願います。

質疑を行います。

◎**塚地委員** 1 つが、性暴力等の防止の法律が施行されることに基づいて、条例が制定されるわけなんですけれども、具体的にこれまで行われてきたことと、法が整備されたことによって、各園とかでやるのが違ってきますよね。一定の性暴力を行った職員に対する対応を報告しなくてはならないとかいうことが出てこようかと思うんですけど、そこら辺りの、新たにしなくてはならなくなることの現場への周知みたいなことは、どんな形で行われるのかを教えてくださいたいです。

◎**市村幼保支援課長** 大きく異なるのは、今後、制度が開始された後、性犯罪前科の有無を確認することが事業者に求められるという点になります。周知については、今後、議会閉会后、各施設に呼びかけて、説明会を開催したいと考えております。

◎**塚地委員** これから、例えば、具体的にどういう性被害があったのかみたいなことの集約は、今までは統計的に取っている、実態を把握している状況はあるんでしょうか。保育所でそういうことがありましたということの報告を受けて、一定、数値化したみたいなものは、今まではないんですか。

◎市村幼保支援課長 性犯罪が、もし行われて刑が確定をしている状況があれば、保育士資格の取消しを行うという手続が必要になりますので、そういうことで言う把握はしないといけないんですが、実際に把握しているところはない状況です。

◎塚地委員 じゃあ、犯罪というところまで確定して初めて、報告という形になるんですか、行政としては。いろんな犯罪にまで至らない部分で、微妙な部分も結構問題視されること、保護者からの通報があつたりとかいうような、そこら辺の程度までだと、数字として把握することにはなっていないわけですか。

◎市村幼保支援課長 犯罪とそれは異なって、いわゆる虐待通告の制度は別途始まっていますので、そういう保育の中で、適切でないような対応がなされている状況で通告があれば、それは別途、把握をして対応しています。

◎塚地委員 一定そのことが問題視されて、その問題が可視化されて認識されていくことはすごい大事なことで、やっぱり現場で、ぜひこの法の趣旨を生かしていただいて、取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つ、1ページで御説明いただいた認定こども園の条例の部分で、職員の配置の⑤のところですが、大変うれしい改定が行われて、これまで子供20人に1人が15人に1人の職員配置ということになったので、それはすごくうれしくて、当分の間が限定されて、令和10年と、あと2年半後ぐらいまでには、法令に基づく職員配置が必要ということになったときに、今でも結構、保育士さんがなかなか不足しているような実態がある中で、もう1つ上の学級定員のところでも、令和14年までには法令を守らなくてはならない。それで考えると、やっぱり保育士とか、幼稚園教諭とかの確保は、すごく大事なことになると思うので、条例を改定すると同時に、その部分の一定の確保をやっぱり行政としても、それなりに現場の先生方と力を合わせて進めていただきたいと思います。そこは何か、こういうふうに条例を守らんといかん期限が来たときに、県として何か考えていること。保育士や幼稚園教諭の確保ということで取組を、条例を制定すると同時に示していただくことは、現場の先生方にとっても大事なと思うんですけど、それは何かお考えがあつたりするかを教えてください。

◎市村幼保支援課長 保育士の人材確保については、別途実施をします修学資金の貸付けだったり、あとは就職先のマッチングだったり、今年度は、高校生向けにバスツアーだったり、いろいろな形で取組をしています。そういった形で実施をするということと、あと、この配置基準の経過措置が令和10年3月31日までとされるに当たって、昨年、実際、配置基準を満たしていない施設の状況を国が調査をしたときに、全国で満たしている施設の割合は、97.2%までになっているということを受けて、この当分の間というところが、今回、令和10年3月31日までとされたということになっています。

◎塚地委員 じゃあ、高知県においても、既にもうこの基準はほぼ満たしている状態だ

と受け止めてよろしいわけですね。

◎市村幼保支援課長 昨年、同じ調査の中で高知県内で満たしていない園は、実は2園ありましたが、その2園についても、この経過措置期間中には改善が可能という形で聞いております。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、幼保支援課を終わります。ここで、障害福祉課長と子ども家庭課長は退席をいたします。

〈生涯学習課〉

◎金岡委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎竹村生涯学習課長 それでは、当課の令和8年度6月補正予算の概要につきまして、御説明します。生涯学習課の説明資料の1ページを御覧ください。

右の説明欄の1青少年教育施設管理運営費の動画等制作委託料として750万円を計上しております。

次に、2ページを御覧ください。具体的な内容につきましては、こちらの資料で説明します。まず1の概要欄ですが、子供たちの科学に関する探求やキャリア教育を推進するために、五藤光学研究所から企業版ふるさと納税をいただきましたので、これを活用して、本県の名誉県民であり、世界的な天文研究家でもあります関勉氏の顕彰動画等を作成するものです。

寄附者であります五藤光学研究所は、高知県出身の五藤齊三氏が創業されたプラネタリウムや天体望遠鏡等の製造会社となっております。青少年の科学への知識や関心を高めるとともに、関勉氏の天文学上の優れた業績をたたえるために、昭和56年に五藤氏から反射望遠鏡を寄贈いただきました。このことが、芸西天文学習館の整備実現の契機となった経緯があります。

次の2の事業内容案ですが、本事業につきましては、関勉氏の顕彰動画本編のほか、御本人へのインタビュー動画、紹介冊子や展示パネル、プラネタリウム動画の作成を予定しております。完成した動画は、県内の小中学校等で、理科教育やキャリア教育の教材として活用いただくほか、ウェブでの公開をし、広く県民の皆様に、関勉氏の功績を伝えてまいりたいと考えております。

最後に3のスケジュールの予定ですが、7月から公募型プロポーザル方式で委託先事業者の募集を始めまして、令和9年3月までに完成をさせて活用させてまいりたいと考えております。

当課からの説明は、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

〈保健体育課〉

◎金岡委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎山崎保健体育課長 保健体育課の補正予算について、説明します。保健体育課議案説明資料2ページを御覧ください。

今回の補正予算は、今般の物価高騰への対応として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、定時制の県立高校5校で実施されております夜間給食に関して、物価高騰に伴う給食費の値上げがされた2校、25名を対象とし、各校の値上げ費用に対して補助を行い、保護者等の負担軽減を図るものです。

保健体育課の説明は、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、保健体育課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎金岡委員長 続いて、教育委員会より3件の報告を行いたい旨の申出があっておりますので、これを受けることにいたします。

〈小中学校課〉

◎金岡委員長 まず、元教職員に対する退職手当支給制限処分について、小中学校課の説明を求めます。

◎高橋小中学校課長 それでは、小中学校課の資料を御覧いただければと思います。教職員による不祥事によりまして、県民の皆様の信頼を損なう結果となりましたことを、深くおわび申し上げます。

それでは、元教職員に対する退職手当支給制限処分について、御報告いたします。元南国市立香長中学校教諭は、令和6年2月から令和7年8月までの間、かつての勤務校の教え子宅に複数回にわたり無断で立ち入り、令和7年10月24日に、住居侵入の疑いで高知東警察署により逮捕されました。

その後、同教諭は令和8年2月16日に住居侵入の罪で起訴され、同年5月11日に高知地方裁判所において懲役1年、執行猶予3年の判決が言い渡されました。

同年5月26日に同判決が確定し、地方公務員法第16条第1号及び第28条第4項の規定により、同日付で失職しております。

これを受けまして、県教育委員会は、職員の退職手当に関する条例第12条第1項の規

定に基づき、同年6月17日に退職手当の全部を支給しないこととする支給制限処分を行いました。

県教育委員会としましては、今後、再発防止に向けて、市町村教育委員会や校長会と連携し、教職員の服務規律の確保を徹底してまいりたいと考えております。

以上となります。

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

〈高等学校振興課〉

◎金岡委員長 次に、産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業について、高等学校振興課の説明を求めます。

◎中島高等学校振興課長 報告事項、産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業につきまして、御説明します。高等学校振興課の説明資料1ページになります。

産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業は、資料上段の1事業目的にありますように、令和22年、2040年を見据えた新たな高等学校教育の在り方を示す高校教育改革に関する基本方針、いわゆるグランドデザインに向けたネクストハイスクール構想の確実な実装を図ることを目的とし、国が創設した事業です。

また、本事業は、各都道府県における「高等学校教育改革実行計画」の策定や推進に先立ちまして、教育内容の抜本的改革と、それを可能にする環境整備を一体的に行う改革を先導する拠点を先行して創設し、その取組や成果を地域全体へ普及させるパイロットケースを構築することを目的として実施されるものです。

その下にあります2事業内容ですが、この高校教育改革を推進するため、各都道府県に基金を設置しまして、本年度につきましては、国が示す3つの類型ごとに事業計画を作成し、国に申請して採択されれば、1都道府県当たり最大で62億円程度の財政支援を受けられることになっております。

資料の中ほどには、この基金の事業計画や高校教育改革の実行計画に関する全体的なスケジュールと、その下には、基金事業に関する国への申請等についての主なスケジュールをそれぞれ記載しております。

スケジュールの下段、令和22年までの目標の枠内に記載のとおり、グランドデザインでは、令和22年までに達成を目指す目標とし、100%の専門高校において、地域の産業界や大学等と連携・協働した取組を行うことや、100%の普通科高校において文理横断的な学びに取り組むことなどが示されております。

また、先ほど御説明いたしました基金事業の改革先導拠点につきましては、3つの類型として、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、理数系人材育成支援、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保が国から示されております。

これらのことを踏まえまして、資料の最下段にあります、3高知県の事業計画についてですが、今回県教育委員会では、計画名を高知家の未来を創る産学官の連携による高等学校教育改革推進事業として、5月15日に国に申請したところです。

次に、資料の2ページを御覧ください。こちらが申請した拠点4校の詳細についてです。資料の左側から順に御説明をいたします。

類型1アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成の拠点としましては、高知農業高校を申請しました。主な取組としまして、一次産業のDXの推進や、デジタル技術を活用した新たなカリキュラムの開発を通じて、専門分野を融合した「6次産業化」を牽引し、フードテック等の分野でイノベーションを創造できる人材の育成を目指すものです。

次に、類型2理数系人材育成の拠点としましては、高知小津高校を申請しました。新たなコースやラボを設置し、大学・企業等と連携した高度で実践的な探究活動を通し、創造力やイノベーション力を育成します。

次の類型3多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保の拠点としましては、高知東高校と高知丸の内高校を申請しました。高知東高校につきましては、遠隔授業配信センターを併設し、県内の高校の教育機会を確保するための授業配信等を実施します。また、全日制、昼間の定時制、通信制の3つの課程を併置し、生徒の学びのニーズに柔軟に対応していきます。

高知丸の内高校につきましては、「まんが・アニメ」、「多文化共生」に関するコースを新設し、生徒の多様な学びのニーズに対応する計画としました。

審査結果につきましては、6月30日に文部科学省から発表がありまして、今回の本県の採択は4校中1校で類型2の高知小津高校でした。文部科学省によりますと、今後追加公募として、採択に至らなかった計画等の提案を7月の下旬頃から受け付ける予定とのことです。

県教育委員会としましては、今回採択とならなかった3つの拠点の計画につきまして、全国の採択状況や改善点等を分析しまして、適切に内容を検討した上で、この追加公募で再申請する予定としております。

当課からの説明は、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 事業計画そのもので申請額が上限62億円ということで申請したわけですが、今後、先ほど言われてるように、採択にならなかった3校については、改善

をしながらまた再申請するという事なんですが、それが採択されれば、非常に喜ばしいと思うんです。もしそれが採択されなくても、この事業自体の申請額の 62 億円は変わらないということなのか、減額をしなければならないのか。

◎中島高等学校振興課長 最大が 62 億円ということですので、そのまま金額を変えずに申請するという考え方もありますし、また、教育委員会内、それから外部の有識者のお話も聞きながら、この 62 億円で出すのか、減額するのか、それとも、それぞれの類型で金額の振り分けを変えるのか等につきましては、検討していきたいと考えております。

◎坂本委員 申請していく過程では、今、不採択となったところも全て採択してもらいたいとの思いでやっていくわけですから、そういう意味では 62 億円は変わらないと思うんですね。ただ、結果的に、それらが 4 校のうち何校になるかは別にして、もし採択にならない学校が出た場合に、結果的に、その 62 億円を減額するのか、あるいはもし 3 校であったとしても、62 億円はそのままもらえて、その中での案分が可能なのか、そこを教えてください。

◎中島高等学校振興課長 失礼しました。御質問理解いたしました。この 62 億円は 4 校で 62 億円にして、それぞれ 1 校当たり幾らかというのを高知県から申請するようになっています。ですので、その申請した金額が採択されれば認められることになりますので、例えば、この高知小津高校でしたら 4.1 億円で申請しましたので、4.1 億円認められたことになります。

あと 3 校、もし認められたら最大 62 億円ですけれども、もし仮に 1 校どこか認められなかった場合、その 1 校が 5 億円という申請でありましたら、62 億円引く 5 億円ということで 57 億円となります。

◎坂本委員 そういう意味で、先ほど課長が言われた、例えば、当初の案でいけばアドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成支援のところは、額が相当大きく見積もっていたと思うんですけれども、そこを場合によっては、申請する過程においても減額したりということもあるかもしれないということですね。

◎中島高等学校振興課長 そのとおりです。ただ、国からの事業につきましては、全て 10 分の 10 国費になっておりますので、この 62 億円は全て頂いて、高知県のために使うことが適切であると考えておりますので、申請額としてはなるべく 62 億円最大でいきたいと思っております。

◎塚地委員 不勉強ですみません。その基金を全額一旦積むという形になるんでしょうか。

◎中島高等学校振興課長 採択されましたら、国からその採択された金額が高知県に振り込まれるといえますか、支援額が届くことになっておりまして、高知県では、昨年度 2 月議会で、基金につきましては設定しておりますので、その基金に積み立てることに

なります。

◎塚地委員 つまり、採択した金額が基金として入ると。そこから支出をしていくと。

◎中島高等学校振興課長 そのとおりです。

◎塚地委員 それの使途については、例えば、ハードとソフトとで、両方使える形になるんですか。

◎中島高等学校振興課長 そのとおりです。まずは、この各都道府県から提出された申請内容に基づきまして、国から採択金額も下りてきますので、その計画に基づいて執行するということになっております。

◎塚地委員 浜口委員の御質問でしたか、例えば、小津高校が拠点校で、協力校にどういうふうにその成果を波及させるのかという御質問が、本会議でもあって、人事交流とかいう形になるという、そこをもうちょっと詳しく教えていただいていいですか。

◎中島高等学校振興課長 この小津高校で取り組む内容につきましては、まずはカリキュラムの編成になってこようかと思います。そこでこのカリキュラムの編成に携わった教員が他校に異動をして、またそのカリキュラムを組んでいくという形で、今回、この理数系人材の育成に注目をして、新たなカリキュラムを組もうとしておりますので、そういった先導的なカリキュラムを別の学校でも組んでいただいて、理系人材を育てていただくという内容です。

◎塚地委員 結構、高性能の何か機器を入れるというお話もあったと思うんですけど、それはやっぱりこの拠点校にしか当てはまらないのか。

◎中島高等学校振興課長 小津高校に整備します施設、それから設備につきましては、確かに小津高校の生徒が、主に使っていくんだと思うんですけども、まず、この協力校、安芸高校、須崎総合高校、中村高校につきましても、その施設を当然使いますし、その他の学校にも、高知小津高校のラボと言いますけれども、このラボを広く開放して使えるようにしていきます。

また、協力校につきましては、小津高校に整備する設備、備品類ですけれども、この備品類をこの協力校に貸与する形で、その協力校に置くことができますので、そういった形で、共同的に研究をしていきたいと思っております。

◎塚地委員 こういう研究の指定を入れると、結構、現場がいろんな意味で勉強もせんといかんし、密度も高くなってくる。その場合の人の配置についても、この基金は使えることになるのか。

◎中島高等学校振興課長 常勤の職員につきましては、この基金を使用することはできませんが、いわゆる会計年度任用職員につきましては、この基金を使えるようになっておりますので、そちらは使おうと考えております。

また、産業界やそれから大学等、そういった有識者の方々にこのラボに入ってもらっ

て、生徒に授業等指導してもらおうと思っておりますので、教員につきましては、なるべく負担のかからない方法でやっていきたいと考えております。

◎塚地委員 ぜひその努力もお願いしたいのと、やっぱりこの類型3の部分とか、本当に中山間の学校をどうするかとかいうところにも、相当な予算は必要だと思いますので、ぜひ、そういうところも目配りしながらやっていただきたいなということで、お願いしておきたいと思います。

◎中島高等学校振興課長 また、そこは目配せをしながら、我々もしっかりやっていきたいと考えております。

◎三石委員 本会議でもさわりの部分を質問させてもらいましたが、この文科省がその事業目的でやってますよね。再度確認させてもらいたいんですけど、文科省はどういう今の時代背景とか何というか、あと10年後の日本はどうか、20年後はどうか、そういうものを見越してね、六十何億円もつぎ込んだ。すごいですよね。そこらの背景をね、もう少し砕いて説明していただいたらありがたい。

というのは、私も出身は幡多の愛媛との県境で、中村高等学校の西土佐分校というのがあるんだ。本当に生徒も減ってね。この前やっと入試のやり方を変えて、何人か集まってくれたけど、長くもたんですよ。もたんとは断言できんですけど非常に厳しい。これはうちの幡多の話の例をいうたけど、そんなようなところに特にね、手厚くやってもらいたいっっちゃう気持ちがあるわけ。けど、そういうことだけじゃないと思うのね、文科省のこの事業の目的というのはね。

そこら辺りをもう少し砕いて説明してくれんかな。そうせな、やっぱり西土佐をもうちょっと良うせいちゃうようなことを言いとうなる。

◎中島高等学校振興課長 まず、今回のこの国の基金の考え方なんですけれども、全国的に生徒減少、それから、私学の授業料の無償化の中で公立学校をどのように魅力化、特色化させていくのかが根底にあります。それから、令和22年、いわゆる15年先の話なんですけれども、今後15年先に、県全体で求められる人材をどのように高知県で、我々もそうですし、知事部局もそうですし、産業界も一緒になって育成していくのかという課題への対応ということが、国のグランドデザインと、基本方針というもので示されている内容です。

我々としみしても、今回、全国的にもそうなんですけど、拠点校は最大で4校までしか選べないことになっておりますので、この拠点校を優遇するとか、そういうことではなくて、この拠点校を中心に県下の高校を何とかしていこうという、そういった事業になっております。また県教委が目指すものは、県内どこでも希望する学習ができる環境の構築ということで、特に類型3では、拠点校に遠隔教育を含ませていると、もともと先導的にやってきたこの高知県の取組をさらに発展させてやっていきたいと、そういう考

えの事業です。

◎三石委員 4校お願いしてね、1校認めてもらった。これは本当に素晴らしいことだと思うんですよ。よく努力したと思う。それで、あと3ついかなかったわけですが、7月以降、また再度挑戦するつもりです。よく研究をして、残りを採択していただけるように頑張ってもらいたいと思うね。1校よりかやっぱね、4つになれば一番いいわけやけど、なかなか厳しいけれどもやね、採択されれば、その分、手が届くつもりです。いろいろね。なかなかまいようにはいかんと思うけれども、しっかり頑張ってやっていただきたいと思います。

◎中島高等学校振興課長 言われたように、しっかり我々やっていきたいと思っておりますので、また、御協力、御支援いただけたところは、ぜひ、お声がけもいただき、協力もいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎畠中副委員長 三石委員のに関連しますけど、1校採択されました。他の3つは、採択されなかった原因とか、例えば、点数がついてるとか、そういう回答はあったんでしょうか。

◎中島高等学校振興課長 点数は開示していただけてませんでした。ただ、どういったところに改善点があるのかは、先週、文科省から説明いただきました。

◎浜口委員 この事業に関して本会議で質問させていただいて、御答弁いただいてありがとうございます。この農業高校とかはフードテックラボとか、ハード整備がかなり大きくなってきますので、学校の方々、校長先生をはじめ結構、負担というか、これから、代わっていく教職員の皆さんにかなりプレッシャーがかかっていくと思うんですけれども。そういった学校長の皆さんとの打合せといいますか、協議はされているのか、教えていただけたらと思います。

◎中島高等学校振興課長 今回、この4校の申請に当たりましては、各学校の校長先生には趣旨もお話をして、協力願えるよう、そういった話をこちらからして、返事もいただいたところで、この申請をしたということです。

また、内容につきましては、当然、やっぱり先生方の負担が増えるんじゃないかというのも、校長先生方からもお話ありまして、そちらにつきましては、我々も精いっぱいやりますし、また、会計年度任用職員を任用して、そこはできる限り先生方の負担が、極力少なく済むようにしたいと、そんな話もしてきたところです。

◎岡田（芳）委員 関連しますけれども、農業高校のことも出ましたけど、かなり最新技術といいますかね、DX推進デジタル技術の活用ということになると、これを指導する人材が非常に重要にもなってくると思うんです。そういうところの手当ても含めて計画を出されると、当然思うんですけれども、そこら辺はどういうふうに取り組んでこられたのか教えてください。

◎中島高等学校振興課長 この、それぞれの学校で取り組む内容につきましては、各産業団体、また高等教育機関、それから県の出先機関も含めまして、こういった協力をさせていただけるのかというところで話を回っていきました。その中で、できるところと当然できないところがありまして、それを1個ずつ、我々も次の産業界のほうに話をしに行って、何とか学校で取り組む内容の協力を得られると、得られてこの申請を出したということになっておりますので、この取組内容について誰が指導するのかにつきましては、一定めどが立って、申請を出したということです。

◎金岡委員長 1つは、この申請が不採択になったものをもう1回焼き直して、同じものを出されるんですか。

◎中島高等学校振興課長 この再申請につきましては、当然、今回不採択となった学校を出すこともできますし、違う学校を出すことも可能であると文科省から聞いておりますけれども、そこは庁内、庁外を含めまして、様々な意見を聞きながら、適切に判断をしていきたいと考えております。

◎金岡委員長 そこで1つお伺いしたいのは、私はいわゆる郡部校、中山間地域の学校と、それからエッセンシャルワーカーの育成というものが非常に融和性があると思うんです。エッセンシャルワーカーの育成に、協力校として郡部校が入っていくというような形ができればですね、やっぱり、中山間地域の学校で一番鍵となるのは、エッセンシャルワーカーの育成だと思いますので、そういう考え方を持たれたらいいんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺はいかがでしょう。

◎中島高等学校振興課長 今の金岡委員長が言われた意見も踏まえまして、教育委員会内、それから庁内も含めまして、また検討していきたいと考えております。

今回、高知農業高校のほかに、ほかの産業高校を入れたという点につきましては、フードテックというところを軸において、そこから高知農業で作られたこの作物に対して高付加価値をつけて、それをマーケティングしていくというような形で、フードテックに取り組もうとしているものです。

そこに郡部校につきましても、一定協力もしていただける部分も確かにあるかもしれませんが、そちらにつきましても検討していきたいと思っております。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

〈人権教育・児童生徒課〉

◎金岡委員長 次に、非強制徴収債権の放棄について、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎吉村人権教育・児童生徒課長 当課からは、令和7年度に高知県債権管理条例の規定に基づき、高知県地域改善対策奨学資金貸付金に係る非強制徴収債権の放棄を行いまし

たので報告いたします。人権教育・児童生徒課の資料 1 ページ目の 1 令和 7 年度に行った債権放棄及び不納欠損処理を御覧ください。

(1) の高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権が 1 件、(2) の高知県地域改善対策奨学資金貸付金に係る債権が 4 件の合わせて 5 件、合計 119 万 8,063 円の債権放棄を行いました。

放棄した債権は、1 ページ中段の下に記載しております。高知県債権管理条例第 14 条の第 2 項第 1 号、強制執行の対象となる財産がないとき、及び第 3 号、債権者の所在が不明であるときの規定にそれぞれ該当するものであり、これに基づき放棄したものです。なお、債権放棄は年度末に一括して行い、6 月議会に報告することとなっております。

次に、2 ページを御覧ください。(1) 事業の概要です。この奨学金は、同和問題を背景に、経済的な理由により進学後修学が困難な方に対する支援措置として、昭和 33 年度から制度を開始したのですが、平成 13 年度末をもって終了し、現在は貸与した奨学金の回収業務のみを行っております。回収については、督促や定期的な催告を行い、債務者の事情も考慮しながら取り組んでおりますが、職員による回収が困難と判断される案件は、弁護士への委託も進めているところです。

続いて、(2) 債権整理に向けた取組についてです。本来、債権放棄は議決事項とされておりますが、高知県債権管理条例の施行により、非強制徴収債権については、一定の要件を満たす場合に専決処分による債権放棄が可能となりました。このことから、時効が経過している債権を中心に、回収が極めて困難であると判断される案件で、債権放棄の要件を満たしている場合は「高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会」の審査を経て、全庁的に債権放棄に向けた整理に取り組んでいくこととなっております。

以上を踏まえまして、5 件の債権につきましても債権管理推進部会での審査を経て、令和 7 年度に債権放棄したものです。なお、各放棄案件の詳細につきましては、2 ページ中段以降に、3 放棄案件の詳細として記載しておりますので御参照ください。

今後も引き続き、督促や定期的な催告、弁護士への委託などを実施し、未収金債権の削減に取り組んでまいります。併せて回収が困難と判断された案件は、債権放棄に向けた検討を行ってまいります。

以上で、人権教育・児童生徒課の説明を終わります。

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、人権教育・児童生徒課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎金岡委員長 次に、警察本部について行います。

それでは、議案について、本部長の総括説明を求めます。

また、議案の質疑については、本部長の総括説明の後に行いたいと思います。

◎岩田警察本部長 議案の説明に先立ちまして、非違事案について御報告します。

本年6月19日、警務部警務課に所属する巡査長を飲酒運転及び不適切行為の行為責任で懲戒免職処分といたしました。県民の安全安心を守る立場にある警察官にあるまじき行為であり、県民の皆様、この場をお借りして深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

詳細につきましては、警務部長から御報告、説明します。

それでは、警察本部提出の条例議案1件について、御説明いたします。第2号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきましては、総務部からの説明と同様の内容となりますので、重ねての説明は省略します。

私からの説明は、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎金岡委員長 続きまして、警察本部より2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈生活安全部〉

◎金岡委員長 まず、審議会等の開催結果について、生活安全部長の説明を求めます。

◎黒岩生活安全部長 それでは、令和8年度の審議会等の開催結果について、御説明いたします。審議会等の開催結果のページを御覧ください。

警察本部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の令和8年度第1回理事会につきましては、5月1日に高知市役所において開催され、桑名龍吾会長など9名により、令和8年度正会員の会費の修正、令和8年度収支予算案の修正、令和7年度事業報告及び収支決算、参与3名の選考、令和8年度第1回定時総会及び第2回臨時理事会の招集、令和8年度第1回定時総会決議文案について、審議が行われました。全議案が可決承認され決定されました。

次に、定時総会につきましては、5月21日に高知会館において開催され、桑名龍吾会長など48名により、令和7年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認、令和8年度正会員の会費、令和8年度第1回定時総会決議文案について、審議が行われ

ました。全議案が可決承認され、議案等に関する質疑事項等はありませんでした。

私からは、以上となります。

◎金岡委員長 質疑を行います。

(なし)

◎金岡委員長 質疑を終わります。

〈警務部〉

◎金岡委員長 次に、警察職員の懲戒処分について、警務部長の説明を求めます。

◎塩谷警務部長 それでは、今回の懲戒処分につきまして、私から御説明いたします。

警察本部説明資料の３ページを御覧ください。

被処分職員は、警察本部警務課に勤務していた 20 歳代の男性巡査長であり、行為時は高知警察署に勤務していた者であります。

処分の理由につきましては、令和 8 年 5 月 14 日午後 9 時 16 分頃、吾川郡いの町内において、また翌 15 日午後 9 時 10 分頃、高知市内において、それぞれ酒気を帯びた状態で自家用車を運転し、さらに、既婚者でありながら、令和 8 年 5 月、高知市内において、知人の職員に対し、身体接触を伴う不適切な行為を行ったものであります。

飲酒運転については、警察本部交通指導課で所要の捜査を行い、5 月 17 日、道路交通法違反酒気帯び運転で高知地方検察庁に送致しております。処分につきましては、6 月 19 日付で免職の懲戒処分といたしました。

県を挙げて飲酒運転の根絶に向け取り組んでいる中、現職警察官による飲酒運転等の事案が発生したことは極めて遺憾であり、県警察として大変重く受け止めております。今後は、より一層職員に対する身上把握と職務倫理教養を徹底し、再発防止に努めてまいりますとともに、県民の皆様からの信頼回復に向け、職員が一丸となって全力で職務に取り組んでまいります。

私からの説明は、以上です。

◎金岡委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 この方、属人のことを問うわけじゃないですけども、飲酒運転って割と習慣化してる可能性があるということで、特に私もいろいろ飲酒運転等について、どうやったらなくしていくことができるのかとかいうことを含めた、依存症の方々からお話を伺ったことがあるんですけども、その際に言われていたのが、こうやって懲戒処分をして、免職して、この方がどこかでまた就職したりとか、あるいは一般の生活を送る中で、また繰り返すのではないかと。

だから、この方に対して、例えば、警察として、いろいろ聞き取りなんかもされたと思うんですけども、依存症的な傾向はなかったのかどうかですね。もし依存症的な傾向があるんだったら、そこから治していかないと同じことを、また、行った先で繰り返

す可能性がある。だから、そういったことなしに、懲戒免職にしていくのは、その事業者の責任を放棄することにもつながるということを、飲酒運転によって犠牲になられた家族の方が言われていました。

そういうことを含めて、警察としてはこういった方、今回の処分者だけでなく、過去にも飲酒運転の処分者がおったわけですがけれども、そういった方に対して、依存症との関係とかを聞き取るとか、そういったことはされているのでしょうか。

◎塩谷警務部長 御指摘のとおり、今回に限らずですけれども、こういった事案が発覚した場合には、そういった観点も含めて調査は当然しております。実際、今回は先ほど申し上げたとおり、逮捕した5月15日とあと前日の1日の飲酒運転が調査で明らかになっておりますけれども、当然そういった依存症の可能性は認識しております。仮に逮捕されない場合であったとしても、お酒に限らずギャンブル等、依存といういろいろなありますけれども、こういった職員が抱える課題については、しっかり組織的に相談できる窓口というの、しっかりつくって、起きてからというわけではなくて、問題の兆候が発覚した段階で、相談なり、適切な治療といいますか、措置が講じられるように、そういった窓口につなげていくということを今しっかりやっているところです。引き続き、いただいた御指摘も踏まえながら、そういった依存の観点も含めて、しっかり調査、支援はしてまいりたいと思っております。

◎塚地委員 この方は、警察官に入職されて、どれぐらいの職歴をお持ちなんですか。

◎石本警務部参事官兼首席監察官 この対象の方は、平成31年拝命でして、それからこの3月、今回の事案があるまで約7年ほどの勤続になっております。

◎塚地委員 先ほど坂本委員からもお話があったとおり、何かの兆候とかが、直属の上司なりで全く把握されずに、もうこの事件が起こってから、この事態を把握されたということでしょうか。

◎石本警務部参事官兼首席監察官 飲酒運転については、今回初めて分かったというところです。なお、特に勤務態度に問題はなかったと聞いております。

◎塚地委員 人のことをよく観察もされるお仕事でもあろうかと思えます。ぜひ、そこら辺りは組織として、やっぱりこういう継続した状態もあるということになれば、どこかにそういう兆候もあったのではないかという、そういう監督責任みたいなものとかについての、この内部の議論で、これから注意すべき、改善すべきことの話合いみたいなものが、所属のところとかで行われていて、話合いによる改善点みたいなものが、一定、議論になっているのかというあたりはどうでしょう。

◎石本警務部参事官兼首席監察官 警察でも身上把握、また身上指導という形で、それぞれ家庭も含めた悩み事、あるいは課題というようなところを各所属で把握をした上で、その解消に向けて、様々な支援、先ほど、警務部長からもお話ありました相談窓口も

設けまして、そういったところを解消して、要は、気持ちよく勤務していってもらおうという、そういった取組をしております。

なお、各所属でやったその分を、また、こちら本部、監察課でも確認もいたしまして、必要な指導、助言をしていく形で進めて、そういった被疑者につながらないような、手前で予防ができるような、そういったところの取組も進めております。これからもまたしっかりと対応していきたいと考えております。

◎塚地委員 ぜひお願いしたいと思います。本当に、ある意味、ストレスのすごいたまるお仕事でもあろうかと思imasので、そういうフォロー体制も、しっかりつくっていただけたらと思imasので、よろしくお願いします。

◎金岡委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会が、採決が終わっておりませんので、先に意見書を議題といたしたいと思imasが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎金岡委員長 異議なしと認めます。

採決の時間については、後ほど事務局から連絡をさせます。

《意見書》

◎金岡委員長 次に、意見書案を議題といたします。

意見書案4件が提出されております。

まず、「個人情報保護を後退させないことを求める意見書(案)」が、日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書(案)の朗読は省略したいと思imasが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎金岡委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 不一致です。

◎ 理由ぐらい言うてほしいので、理由ぐらい言うてくれませんか。

個人情報、これはね、本人名義が垂れ流されるという極めて危険で、今までの匿名枠が外れているんですね、これは今、大問題になって医療界からも大変問題視されていて、今回の改定については、待ったがかかっている状態なので、ぜひお願いしたい

んですけど。

◎ そこも含めてですね、今現在、国で整備を進めてますから、我々としては、不一致ということをお願いします。

◎ これから決められるところやから、大事なことを守ってくださいという意見を上げるのが意見書の大事な役割なんで、本人同意なくやっぱりね、第三者に個人の情報が流されていくことについては、やっぱり認められないと思いますので、不一致で致し方ございませんけれども。

◎金岡委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「軽油引取税の課税免除特例措置の堅持を求める意見書（案）」が自由民主党、県民の会、公明党、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎金岡委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小 休）

◎ これは、このとおり賛成。

◎ すり合わせせんかった。できればですね、すごく申請手続が煩雑で、使い勝手が悪いと言って、農業者の皆さんからそういう要望も実はありまして、何ていうか、農道を走るときには使えるけれども、それで、国道を走る場合には使えないというような、申請手続の引取税の免除の手続がすごくややこしいという部分があって、そこもこの際、見直しを求めてもらえたらありがたいなあと思っていましたけれども、ちょっとすり合わせが遅れておりますので、今回はこの段階で一致させていただきたいと思います。

◎金岡委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）」が公明党、日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎金岡委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

- ◎ 我が党としては、このオブザーバー参加を見送っております経緯から、不一致です。
- ◎ 不一致。はっきり言わないかんで。
- ◎ オブザーバー参加を見送ってるから求めているのであって、ちょっと理由にはなっていないと思いますけど。
- ◎ お気持ちは分かりますけど。不一致です。
- ◎ どっちにしても意見は合わんから、不一致でお願いします。

◎**金岡委員長** 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「衆議院議員定数の維持を求める意見書（案）」が日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎**金岡委員長** 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

- ◎ こちらも、野党の公約ですので、一致することはできませんので、不一致です。
- ◎ やっぱりね、相当な民意の切捨てになるのと、やっぱりこの間、女性の進出がこのことによって阻まれるというのもありますし、ということで、ぜひ、通していただきたいと思っておりましたけれども。
- ◎ 特に比例の四国が減る率が高いので、都市部と比べて、四国の声が一層届きにくくなると。
- ◎ 頑張ってください。
- ◎ 気持ちは分からんでもないけど、組織で動きようから。
- ◎ 確かにね、維新さんとの政権合意ですから。

◎**金岡委員長** 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、意見書案の協議は終わりましたが、ほかの委員会の採決が終わっていませんので、ここで休憩いたします。

再開時刻については、のちほど事務局から連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 14 時 16 分～14 時 59 分)

◎金岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《採決》

◎金岡委員長 これより採決を行います。

今回は議案数 10 件、予算議案 1 件、条例その他議案 7 件、報告議案 2 件であります。
それでは、採決を行います。

まず、第 1 号「令和 8 年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎金岡委員長 挙手多数であります。よって、第 1 号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 2 号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎金岡委員長 全員挙手であります。よって、第 2 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 3 号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎金岡委員長 全員挙手であります。よって、第 3 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 4 号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎金岡委員長 全員挙手であります。よって、第 4 号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第 5 号「高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎金岡委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号「高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎金岡委員長 全員挙手であります。よって、第6号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号「高知県認定こども園条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎金岡委員長 全員挙手であります。よって、第7号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号「高知空港国際線ターミナルビルの指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎金岡委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎金岡委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案は、全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第2号「高知県税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎金岡委員長 全員挙手であります。よって、報第2号議案は、全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎金岡委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日の委員会は休会とし、7月8日水曜日の午前10時から、委員長報告の取りまとめを行います。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(15 時 4 分閉会)